

國立政治大學日本語文學系
碩士論文

指導教授：于乃明 博士

琉球の両属関係の形成過程



研究生:邱思嘉

中華民國一百年六月

第一章	序章	1
第一節	研究動機	1
第二節	研究目的	2
第三節	先行研究	2
第四節	研究方法	2
第二章	琉球王国の成立と対明冊封関係の成立	4
第一節	琉球王国の成立	4
第二節	明朝との冊封関係の開始	11
第一節	明朝への朝貢貿易	13
第三章	薩摩藩の侵寇との中日両属関係の発生	21
第一節	薩摩と琉球の関係	21
第二節	薩摩藩の侵入過程	30
第三節	中国と琉球の関係変化	38
第四章	日本の対応、中国と琉球の宗藩関係	44
第一節	薩摩藩の対応	44
第二節	幕府の対応	56
第三節	清朝と琉球の宗藩関係	64
第五章	終章	73
一	追録	78
二	参考文献（年代順）	84

琉球兩屬關係的形成過程

中文摘要

琉球，是位於環東支那海東方的小島。初期王權，由三個國家各自獨立割據，且相互爭權，因此琉球境內十分混亂，是為三山分立時代。

1372年，中國明太祖派遣使者至琉球，向琉球宣達向其朝貢的旨意。該年，因中山國察度認為若與世界大國明朝建交，則可創造有利於對抗山南王及山北王的局勢，故決定與中國明朝締結關係。因此造就了往後從十四世紀後半至十七世紀初，期約大約兩百年向明朝貢的關係。

物資貧乏的琉球並未僅與中國進行貿易，與東南亞的貿易也十分頻繁。並且，與日本的貿易是從應仁10年（1403），琉球船隻漂流至六埔時開始有了接觸。起初的貿易對象為幕府。但，永享十年(1438)時朝鮮藉由對馬宗氏控制貿易理由，停止了與薩摩的直接貿易。從此之後，薩摩幾乎停止了與朝鮮的貿易，故島津氏將對外貿易對象轉向了南方的琉球。琉球對於薩摩來說佔了十分重要的地位，也打算透過琉球來與明朝進行間接貿易。因此有了侵略琉球的計畫，並且在1609年正式出兵琉球。

明朝時期，中國方面知道琉球受薩摩侵略佔領，但並未派遣軍隊進行救援。朝代交換之後，清朝也並未察覺有異，繼續的與琉球建立朝貢關係。在本文中針對中國以及日本與琉球關係為中心，來了解中日琉之間複雜的關係。



琉球の両属関係の形成過程

日本語要旨

琉球、環東シナ海世界の東に位置する小さな諸島である。初期の王権成立は三山分立時代で、三つの王国はそれぞれ独立し互いに勢力を争ったので、琉球の国内は混乱の状況であった。

1372年に明太祖が使者を遣わして、琉球という国家へ行って、中国に朝貢するように琉球へ伝えた。当年、中山王察度は世界大国の明と関係を結び、山南王と山北王に対しては有利な立場を得ようとする考えから、明との朝貢関係を結ぶことを決めた。そのために、十四世紀後半から十七世紀始めまでのおよそ二百年間にわたって琉球と明朝の朝貢は非常に順調で進んでいた。

物資貧乏の琉球は中国と貿易を行うだけではなく、東南アジアとの貿易もものすごく頻繁である。さらに、日本との貿易は応仁十年（1403）六浦に漂流船が日本に来てから、始まった。最初の貿易相手は幕府であった。しかし、永享十年、朝鮮は対馬の宗氏に貿易を統制させるという口実のもとに薩摩との直接の貿易をとめることに至った。これ以後、薩摩と朝鮮との貿易はほとんど断絶状態で、このため島津氏の対外貿易の目は南方の琉球へ向けられることになった。薩摩にとって琉球は非常に重要な位地を占めるようになった。琉球を通じて明朝と間接貿易するつもりであった。そのために琉球を侵略する計画が出てきた。1609年、正式に琉球に出兵した。

明朝の時期に琉球が薩摩に侵略され、占領されたことが知っているが、特に軍隊を派遣して、琉球を救援する行動がない。朝代交換後、清朝も異常なく、琉球との朝貢関係を結んだ。本論文では中国、日本と琉球の関係を中心し、中日琉の複雑関係を理解できるように。

第一章 序章

第一節 研究動機

琉球は環東シナ海世界の東に位置する小さな諸島である。いつからこの島々に人類が住んだか、詳しいことはわからない。しかし初期の王権成立は三山分立¹時代の頃といわれる。三つの王国はそれぞれ独立し互いに勢力を争ったので、琉球の国内は混乱の状況であった。その混乱の状況は1429年に終わった。尚巴志による琉球統一で、琉球王国と呼べる一つの国家が成立した。

1372年に東シナ海の向こうに横たわる巨大な中国を統一した洪武帝(明太祖)の使者を乗せた大きな船が琉球に來た。その時の使節団の団長は楊載という人物であった。当時の琉球はまだ三山分立の時代であった。『明実録』²によると明朝が琉球に使節を遣わした目的は琉球に中国に入貢させることであったという。入貢という言葉の意味は、中国の皇帝の威厳を認めて、皇帝の臣下となることである。入貢した国は服属国あるいは藩属国という。服属国は中国に対して定められた期間(これを貢期という)に定められた方物——朝貢品ともいう——が、その方物を持参し、定められたルートを経由して朝貢した。宗主国である中国は、この方物に対して、はるかに価値の高い賞賜品を返礼として与えた³。

しかし、冊封の目的は臣下を増やすためではなく、貿易のためであった⁴。その原因は洪武四年(1371年)に海禁令を公布して、自由貿易を禁止したことによる。そのため、貿易はただ朝貢という形式でしか行われなかった。十四世紀後半から十七世紀始めまでのおよそ二百年間にわたって琉球と明朝の朝貢は非常に順調で進んでいたが、1609年に薩摩が琉球に出兵し、琉球を占領したことで大きく変わる。同年5月15日尚寧王は鹿児島に拉致され、二年半の間、日本中を引き回され⁵、薩摩に服属するために法外な年貢を納める誓約書に調印させられた。この時以降、琉球は薩摩に支配されたが、一方で中国への入貢も続けていた。しかし、明朝は琉球に回復期間を与えるという理由で、朝貢年限を従来の一年一貢から十年一貢に改めてしまった。

明清交代期に琉球は積極的に中国と朝貢関係を続けることを望んだ。この時琉球はすでに薩摩藩の支配下におかれていたが、中国との関係を維持しようと試みた。薩摩藩も明朝のときには大胆に明朝と琉球との朝貢関係に干渉したが、清朝との関係には大胆な行動をとらなかった。明朝期に薩摩藩は琉球の朝貢船

¹ 琉球は中山・南山・北山という三つの領国に分かれて相争うようになった。

² 『明実録』: 『大明実録』、俗に『皇明実録』また、略して『明実録』という。明太祖洪武帝から熹宗天啓帝に至る十三帝の実録である。通行二九九九卷、内閣大庫紅格本系統の抄本は三〇五八卷であり、巻数は一定していない。

³ 原田禹雄(2000)『冊封使録からみた琉球』榕樹書林P212-P213。

⁴ 『明実録』の引用。

⁵ 1609に鹿児島に抑留されること二年、1611年に帰国した。

に似せて、中国へ行ったことがあった。だが、中国側に気づかれて、朝貢使の上京を拒絶されてしまった経緯があり、この時薩摩藩はさまざまな手段を尽くして琉球がすでに自分の領土であることを中国に対して表明しようとした。このように明朝期には自らの立場を主張した薩摩藩であったが、清朝期においてはこのような行為は見られない。なぜそうなったのだろうか。清朝が薩摩の琉球支配を知らなかったからなのだろうか。この点に関して私には大きな疑問がある。

第二節 研究目的

琉球と中国の交流は明朝から始まった。その間、ずっと良好な関係を維持していた。中国との交流は琉球の人も非常に重視した。琉球は朝鮮と同様に中国の藩属国に属した。朝鮮が豊臣秀吉の侵略されたとき、明朝は朝鮮へ軍隊を派遣した。しかし、琉球が朝鮮と同じ状況に直面したとき、明朝は何の対応もせず、ただ入貢の間隔を引き伸ばしただけだった。なぜそうなったのか。この点について明らかにしたい。さらに、先に述べた疑問である、清朝が薩摩藩の琉球支配をどの程度知っていたのかについても検討したい。本研究では、琉球の両属関係の形成過程をトレースしながら、上記の問題について私見を述べることにする。

第三節 先行研究

琉球・日本・清朝の関係を論述する研究には赤嶺守の「光緒初年琉球與中日兩國之關係」⁶と蘇志誠の「日併琉球與中日疏案交渉」⁷がある。これらは中国と日本、中国と琉球との関係について扱っている。今までの研究は琉球処分⁸や日中間の交渉史に注目したものが多く、主に琉球の主権問題について分析している。薩摩藩が琉球を出兵した過程や日本文化が琉球人の生活の中に浸透していった過程についてはあまり注意を払っていない。

琉球と日本の関係を論述する研究には候永利の「日本合併琉球王国之研究」⁹がある。この論文では日本が琉球を併合する過程について研究されている。清朝側がこれをどう認識していたかについては論及がない。

第四節 研究方法

研究方法として、まずは琉球王国の歴史から琉球王国の誕生まで、統一国家形成までの歴史を俯瞰する。次に、明朝の冊封体制に組み込まれるまでの歴史をトレースする。

⁶赤嶺守（1983）「光緒初年琉球與中日兩國之關係」国立台湾大学歴史研究所。

⁷蘇志誠（1983）「日併琉球與中日疏案交渉」国立台湾師範大学歴史研究所。

⁸明治政府が琉球に対し、清への冊封関係の廃止を求め、武力を背景に強制的に日本へ統合した過程をいう。明治12年（1879）琉球藩を廃し、沖縄県が置かれることとなった。

⁹候永利（1976）「日本合併琉球王国之研究」中国文化学院日本研究所。

明朝から清朝まで多くの冊封使が存在したが、各冊封使には琉球に関する日記と著書がある。本稿ではこれらを用いたい。各冊封使は琉球について詳しく説明している。日記の内容から中国側が琉球をどのように認識していたかを明らかにできよう。

さらに『明実録』や『清実録』¹⁰から明朝、清朝と琉球の往来関係、宗藩関係の変化を明らかにする。『明実録』や『清実録』の中で歴代皇帝について詳しい記載があり、朝貢関係に関する史料も少なくない。



¹⁰清朝では太祖より徳宗まで11代の皇帝に実録がある。各帝の実録は漢文、満文、蒙古文の三体文字で書かれ、装丁によって大紅綾本、小紅綾本、小黄綾本の種類がある。

第二章 琉球王国の成立と対明冊封関係の成立

第一節 琉球王国の成立

十四世紀に最初の琉球王国が誕生した。その時の琉球王国は三つの小さなグループに分けて混雑な国で、統一国ではなく、中山と南山と北山に分けた按司政権であった。今帰仁按司は本島の北部地域を擁して山北（北山ともいう）を形成し、今帰仁グラスを拠点とした。浦添按司は中部地域に君臨し、中山を樹立した。南部地域を擁した大里按司は島尻大里グスクに拠り山南の覇者となった。この三人の按司はそれぞれ「王」を名乗る存在であり、三勢力の鼎立するこの時代を三山時代と呼ぶ¹¹。三山国王の時代で彼らはいつも対戦と和解を繰り返し、対戦な状態で人民はいろいろな苦勞をして、辛い生活をしていた。しかし、三山国王の時代で言っても、中山、南山、北山のいずれの王でもなかった。ただ各地でグスクを構えて勢力を張る複数の按司たちを服属させたゆるやかな支配形態にすぎず、「王」そのものも「按司連合体」の盟主というほどの地位でしかなかった¹²。誰でも王になる機会がある状態で、多くの人がいりいろな方法を使って王になる。

三山分立の時代から第一尚氏王朝になることについて高良倉吉の『琉球王国』¹³は以下のように論説がある。

山南の配下にあった佐敷按司思紹は、佐敷上グスクを拠点とする小さな首長にすぎなかったが、その息子尚巴志はたぐいまれな英傑であったらしい。父子協力して勢力をたくわえた後、一四〇六年に浦添グスクを攻め、察度亡き後に中山王となっていた武寧を滅ぼして思紹が中山王となった。『明実録』によると、思紹は琉球国中山武寧の「世子」（世嗣）の名で使者を送り、「父」武寧の死去を告げ冊封を要請している。武力篡奪ではぐあいが悪いから、「世子」として「父」のあとを継いだかのような体裁をとったのだ。これにこたえて明の永楽帝は翌年冊封使を遣わして、思紹を正式に中山王に封じた。この権力劇の直後に、尚巴志は中山の拠点を浦添グスクから首里城（首里グスク）に移し、それ以前から存在したと思われる首里城に整備の手をくわえ、新しい中山王の居城にふさわしい城としたらしい。のちに琉球王国の樹立者となる第一尚氏王朝は、こうして誕生したのであった。

以上の論説からみると、三山王国時代の情勢は非常に混雑し、みなは王にな

¹¹高良倉吉『琉球王国』岩波新書（1993）P43～44

¹² 高良倉吉『琉球王国』岩波新書（1993）

¹³ 同上

るために多くの戦争を起こした。尚氏政権の成立は単純な略奪ではなくて、略奪したあとで元の中山王の身分に頼って、明朝に冊封をされた。だが、これのみで統一が終わったのではなくて、南山の勢力はまだ残っていた。二つの王がいる状態は1429年ようやく終わった。中山軍は1429年に山南の攻撃を行い、山南王他魯毎とともに島尻大里グスクも滅んだ。山南も滅亡したので、琉球王国の統一は三分の二の部分完成了。残り少しまだ反抗している按司も中山王の武力で統一された。それで第一代の尚氏王朝が成立した。

三山王国時代の明朝への入貢は表1のとおり。

表1¹⁴

中山	山北	山南
1372察度入貢	1383帕尼芝入貢	1380承察度入貢
1404武寧冊封	1395珉進貢	1405汪応祖進貢
1406王位交替	1396攀安知進貢	1414他魯毎即位
1407思紹冊封		1415他魯毎冊封
1416山北併合	中山に併合された	
1422尚巴志即位		
1425尚巴志冊封		
1429山南併合(統一王朝樹立)		中山王に併合された

多くの苦勞をして成立した琉球王国は漸く安定な生活がくるはずだ。だが、安定な生活はあまり長くなかった。尚氏王国を成立した第一代国王尚巴志がなくなった後、琉球王国は順調に運営したのではなかった。表二で見られるように第一尚氏王朝の歴代国王の在位時間である。それに、各代の国王の任期は非常に短かくて、一番短かったのは第五代の尚金福であった。継承の問題についても大きな騒ぎが出た。王位を争うために戦争が起こった。第五代の国王が死去した後、世子は継承の問題について大きな騒ぎをした。その戦争で尚巴志が築いた首里城も巻き込まれて、火事で全焼していた。そのような継承に関して戦争は何回もあった。その不安定な状態は第七代の国王がなくなったあとで、第一代の尚氏王朝は滅びた。七代の尚徳が死去した直後、王位を継承する世子が殺されて、王族の人々も追放された。多くの状況で尚巴志が建てた王国は四十年の寿命しかなかった。

表2¹⁵。

代	王名	在位年間
1	思紹	1406～1421
2	尚巴志	1422～1439

¹⁴ 高良倉吉『琉球王国』岩波新書(1993)

¹⁵ 原田禹雄『蔡鐸本 中山世譜』榕樹書林(1998)

3	尚忠	1440～1444
4	尚思達	1445～1449
5	尚金福	1450～1453
6	尚泰久	1454～1460
7	尚徳	1461～1469

思紹、尚巴志父子が武寧を滅ぼしてその正統な後継者のごとくふるまったように、尚円もまた尚徳の後継者の顔をしたのである。同じく「尚」の姓を名乗るものの、系統はべつであるため、琉球史では尚円を初代とする王朝を第二尚氏王朝とよび前者と区別する¹⁶。

第一尚氏王朝が終わったあと、1470年に尚円が第一王朝に代わって第二尚氏王朝を建てた。尚円王の本名は金丸であり、元々は第一尚氏王朝の外交長官であった。元の国王が死去した後、世子が王位を継承するのは当然なことだが、王位を継承することについて朝廷の老臣はほかの意見があった。その老臣は金丸のことを推薦した。これは王朝にとっては非常に大きな変化だ、誰も非常に緊張した。だが、この件について王朝内の官員たちの反対意見がなかったので、金丸は尚を名乗って、第二尚氏王朝の国王になった。第二尚氏王朝は第一尚氏王朝と同じ轍を踏まないために、以前の尚氏王朝を第一尚氏王朝を名付け、第二尚氏王朝

このような王朝交代には一定の理由があった。第一尚氏王朝時代は政治が不安定な状態が続いて、経済力もよくなかった。王位の争いために、大金をかけ、人民の生活もかえりみななかった。これが王朝内の官員たちが反感を招いたと思われる。

第二王朝には全部で19名の国王がおり、一代目の尚円以後社会は安定の方向へ進んで、黄金時代は尚真王の時代であった。尚真王は尚円の子だが、尚円が死去したとき、尚真はわずかに十一歳であり、国王になるには少し幼すぎたので、尚円の弟尚宣威が位につくこととなった。尚宣威が即位したとき、即位儀礼としてキミテズリという神事があった。その時代は神の力の時代であったので、神が神女にのりうつって、国王の即位を祝うのは非常に重要であった。だが、神女は王に背を向けて、幼い尚真に神歌を歌った。そこで、尚宣威は神の旨意を悟り、即位わずか六ヵ月にして、隠退した。

尚真王が即位したあと、中央集権の政治方法を採用した。尚真は以下のような改革を行った。①仏教に帰依し、寺院を建立した。②人民をいたわるために租税を減らした。③按司を首里の城下に集居させることにした。④中国への入貢を三年一貢に改め、中国から文物の移入を積極的に行い、また南の国々に貿易をつとめる。⑤身分を帕¹⁷、簪¹⁸の差で分別したこと。⑥神女組織を確立し

¹⁶高良倉吉『琉球王国』岩波新書（1993）

¹⁷帕の色は青、緑、赤、黄色、紫に位が高い。

¹⁸簪は金が上位、銀がこれに次いだ。

て、政治機構の下に組み入れたこと。⑦地方統治を強化するために、八重山の叛乱を鎮圧して、先島の統治を強化したこと。⑧造営事業をして、王陵を構築したこと。

尚真王が多くの建設と制度を整えたから、琉球王国が黄金時代に入った。人民の生活も安定して、政治と経済も非常に繁栄した。第二尚氏王朝は尚真王が死去しても、第一尚氏王朝と同じ混乱が起こることはなかった。第二尚氏王朝は安定した国家になった。

第二尚氏王朝の推移と十九名の国王は表3である。

表3。

代	王名	在位年間	備
	尚禊		尚円之父。王之父たるを持って、王号を追贈された。
1	尚円（金丸）	1470～1476	1470年尚円を名乗った
2	尚宣威	1477	
3	尚真	1478～1526	
4	尚清	1527～1555	
5	尚元	1556～1572	
6	尚永	1573～1588	
	尚懿		尚寧之父。王之父たるを持って、王号を追贈された。
7	尚寧	1589～1620	
	尚久		尚豊之父。王之父たるを持って、王号を追贈された。
8	尚豊	1621～1640	
9	尚賢	1641～1647	
10	尚質	1648～1668	
11	尚貞	1669～1709	
	尚純		尚益之父。王之父たるを持って、王号を追贈された。
12	尚益	1710～1712	
13	尚敬	1713～1751	
14	尚穆	1752～1794	
	尚哲		尚温之父。王之父

			たるを持って、王号を追贈された。
15	尚温	1795～1802	
16	尚成	1803	
17	尚灝	1804～1834	
18	尚育	1835～1847	
19	尚泰	1848～1879	

琉球国中山王官制¹⁹。

	『琉球国中山王府官制』	人員
王府（御城）	親方部大親	1
	座敷大親	3
	与力	3
	右筆	1
阿司多部（法司）	御礼儀方	1
	与力	3
	御検地方	1
	与力	3
	御物座方	1
	与力	3
申口衆（謁者）	鎖側	1
	鎖大屋子	1
	御双紙庫理	1
	平等側	1
	泊筆者	1
	吟味役	5
	評定所筆者主取	1
	評定所筆者	6
	評定所相付筆者	3
	御物奉行（度支官）	親方奉行
本役		2
吟味		3
帳当主取		1
簡略座役人		2
残物座大屋子		2
	帳当筆者	10
百浦添下庫理（王法官）	番之親方部	定員無

¹⁹児玉幸多、小西四郎、竹内理三『日本史総覧Ⅳ』新人物往来社（1984）

	番之御座敷	定員無
	前之当	12
	前之里之子	12
	前之花当	12
	小赤頭	12
(丸引官)	勢頭衆	9
	筑登之多	9
聞得大君御殿 (内治官)	総大親	1
	親方部大親	3
	座敷大親	3
(近習)	御近習	3
御内原代台所	御内原庖丁	1
御書院 (国書院)	親方	3
	当	3
	相付当	2
	御右筆主取	1
	御右筆	3
	御右筆相付	3
	御茶道	3
	御茶道相付	3
	御物当	2
	御路地当	3
	里之子	12
	花当	6
	小赤頭	6
御料理座 (典膳所)	御庖丁	3
	御庖丁小盤	3
	大屋子	2
	大筆者	1
	脇筆者	1
大台所 (調祿所)	大屋子	2
	大筆者	1
	脇筆者	1
	庖丁	3
御道具庫理 (宴器局)	大屋子	1
	筆者	1
(良医所)	御医者	6

	御医者相付	2
納殿（財藥局）	大筆者	2
	脇筆者	2
御糸凶座（宗正府）	総奉行	1
	副奉行	1
	副奉行	1
	中取	3
	筆者	3
高所（賦税司）	親方奉行	1
	座敷奉行	3
	大屋子	3
	筆者	6
算用座（覈実司）	親方奉行	1
	座敷奉行	2
	大屋子	6
	筆者	9
螺赤頭奉行（典樂所）	奉行	1
	筆者	1
金奉行（造金局）	奉行	1
	筆者	1
金御蔵（承運左庫）	大屋子	2
	筆者	2
	金見	1
錢御蔵（承運右庫）	大屋子	2
	筆者	1
米御蔵	大屋子	2
	筆者	2
（中略）		
小横目（各郷設立巡查官分巡地方）	（真和志平等） 大与按司部	1
	同親方	1
	小与座敷	4
	（南風平等） 大与按司部	1
	同親方	1
	小与座敷	4
	（西之平等）	1

	大与按司部	
	同親方	1
	小与座敷	4

第二節 明朝との冊封関係の開始

1368年、中国を統治している元が滅亡して、明という漢族国家が成立した。南京応天府で皇帝に即位した朱元璋は、国号を大明、年号を洪武と定めた。明が成立し二年後、明太祖は行人楊載を遣わして、琉球という国家へ行って、中国に朝貢するように琉球へ伝えた。明太祖が積極的に近隣の小国を招諭するのは一定の理由がある。「太祖実録」²⁰によると招諭の理由は以下のように書いてある。

洪武四年九月辛未の日 奉天門で省、府、台の臣を諭して、海外の蛮夷の国は中国に患になる者があれば討伐しなければいけない。中国の患にならない者には出兵してはいけない。古人が言うことには、国土が広いのは国が長く安泰することにならない、人民が疲労させるのは乱の源になる。隋の煬帝は軍隊を興して琉球を征討して、夷人を殺害した。琉球の宮殿を焼失させ、数千名の男女を捕まえた。その土地を得ても供給に足りない、その民を得ても使令するに足らなかった。ただ虚名を慕い、自ら中土を疲れさせる。諸々史冊に記載して、後世に笑いものになる。朕が諸夷蛮の小国は山を隔て海を越え、辺鄙な一隅にいるので、国々が中国の患にならないだろうと思うから、決して伐たない。ただ、西北の胡戎は代々中国の患となり、謹んでこれに備えなければならない。君らは朕の言葉を肝に銘じ、朕の気持ちを知るべきである。(筆者訳 以下同)

以上の内容から明太祖が積極的に諸小国と朝貢関係を立てる理由が分かる。朝貢の関係を立てたら、叛乱することも心配なくて、領土も保全できる。中国側は琉球の馬と硫黄がほしかったので、琉球と朝貢関係を建立したあと、中国に必要な硫黄が手に入れることができる。これが理由で明太祖は朝貢について非常に積極である。

²⁰洪武四年九月辛未 上御奉天門，論省府臺臣曰，海外蠻夷之國，有為患於中國者，不可不討。不為中國患者，不可輒自興兵。古人有言，地廣非久安之計，民勞乃易亂之源。如隋煬帝，妄興師旅，征討琉球，殺害夷人，焚其宮室，俘虜男女數千人。得其地不足以供給，得其民不足以使令。徒慕・名，自弊中土，載諸史冊，為後世譏。朕以諸蠻夷小國，阻山越海，僻在一隅，彼不為中國患者，朕決不伐之。惟西北胡戎，世為中國患，不可不謹備之耳。卿等，當記所言，知朕此意。

楊載が琉球に着いたとき、当地で琉球語が話せるの中国人を通訳として、明太祖の詔諭を読んで、中山王に朝貢のことを伝えた。

その詔諭の内容は『明実録』²¹によると以下のようである。

洪武五年正月甲子の日、琉球国を入貢させるため、詔書を楊載に持たせ、琉球に派遣した。詔書には次のように述べられていた。昔の帝王が天下を治めるには、およそ日と月が照らす所、遠い近いを問わず、一視同仁であった。だから中国を安定させ、四夷にそれぞれに地図所を与えたので、信服させようとしたのではない。元朝の政治が乱れてから、天下兵争が十七年にも及んだ。朕は平民の身分より立ち、南京に王朝開いた、四夷で朝貢ものをうつことを命じた。西は漢主の陳友諒をひらげ、東に呉王の張士誠をとらえ、南に閩越を平らげ、巴蜀を平定し、北に幽燕を平定し、華夏を安定させ、我中国の元の領土を回復した。朕は臣民に推戴され、皇帝の位に即き、天下の号を定めて、大明と称し、洪武と年号を定めた。外夷に使者を遣わし朕の意を知らせる。使者が至る所の蛮夷の酋長は臣を称し、入貢するようになった。唯、琉球は中国の東南にあり、遠く海外にあるので、いまだ報知できなかつた。そこで特に使者を遣わし詔諭を伝える。爾、こういう状況を知れ、早く朝貢せよ。

以上の内容から琉球に入貢の詔書内容が分かる。中国の王朝が交替したことも琉球に伝え、琉球に入貢を求めた。

中山王察度は世界大国の明と関係を結び、山南王と山北王に対しては有利な立場を得ようと考えから、明との朝貢関係結ぶことを決めた。察度は冊封体制の一員になることを表明するため、楊載の帰国の船に弟の泰期を団長とする使節団を同乗させた。泰期は公務を帯びて東シナ海を越えた最初の琉球人となった。

この年以後、中山王の派遣する船舶が毎年のように中国に渡航するようになる²²。山南や山北は中山王の行動を見過ごしたわけではない。中山王入貢から八年後の1308年に山南王も中国に使者を派遣し、冊封体制に入った。山南王が中国と冊封関係を建立した三年後、山北王も中国と冊封関係を結んだ。この錯綜した冊封関係の状態は第一尚氏王朝が成立したのち解消した。尚巴志は中国

²¹洪武五年正月甲子、遣楊載持詔諭琉球國。詔曰、昔帝王之治天下、凡日月所照、無所遠邇、一視同仁。故中國奠安、四夷得所、非有意於臣服之也。自元政不綱、天下兵争者十有七年。朕起布衣、開基江左、命將四征不庭。西平漢主陳友諒、東縛吳王張士誠、南平閩越、截定巴蜀、北清幽燕、奠安華夏、復我中國之舊疆。朕為臣民推戴、即皇帝位、定有天下之號、曰大明、建元洪武。是用遣使外夷、播告朕意。使者所至、蠻夷酋長稱臣入貢。惟爾琉球在中國東南、遠處海外、未及報知。茲特遣使往諭。爾其知之。

²²高良倉吉『琉球王国』岩波新書（1993）

に琉球王国が統一したことを伝えるために、使者を遣わし明の宣徳帝にこう伝えた。以下のように伝えた。

わが琉球国では、三王が立って百有余年、争いが止むことはなく、人民は塗炭の苦しみにあえいできた。そう状況をみるにしのびず、この私めが兵を挙げ、北に攀安知をこらしめ、南に他魯毎を取伐した。今、太平の世となり、万民の生活も落ち着いた。このことを陛下にご報告すると²³。

宣徳帝は琉球が統一したことを知り、以下のように述べた「私のこころにかなう事業である。おごることなく、初心を大切に、その国を安定させるように。子孫もまたその安定を保つように」非常に喜んだ。

第一節 明朝への朝貢貿易

歴史上、中国へ朝貢したのは中山王がはじめてであった。洪武五年、中山王は自らの弟泰期を使者として中国へ入貢させに行った。馬と硫黄を献上物として明朝に朝貢した。泰期が貢物を献上した後、明太祖は察度に大統暦と織金文綺、紗、羅各五匹を下賜し、泰期等に文綺、紗、羅、襲衣を下賜した。初めての入貢は順調に終わった。中山王が朝貢関係を結んだ後、山南王と山北王も中国と朝貢関係を建立した。

『明実録』²⁴によると、琉球国の入貢状況と入貢品は以下のようである。

洪武初年に中山王察度、山南王承查度、山北王帕尼芝が明に使者を遣わし、表箋²⁵を奉じて、馬や方物を献上した。十六年に明朝はそれぞれの王に鍍金の銀印を下賜した。二十五年には中山王は子弟を遣わして、国子監に入学させて、往来朝貢に当てた。明朝は琉球に船の操作が熟している三十六姓の福建人を下賜した。永楽年間以来、国王の即位の時は必ず明に冊封を受けたいと申しでた。後中山王だけになってから、中山王は代々尚氏と称した。明朝は二年一貢で毎船は百人、多くても百五十人を超えてはな

²³高良倉吉『琉球王国』岩波新書（1993）

²⁴洪武初中山王察度山南王承查度山北王帕尼芝皆遣使奉表箋貢馬及方物。十六年各賜鍍金銀印。二十五年中山王遣子姪入國學。以其國往來朝貢。賜閩人三十六姓善操舟者。永樂以來國王嗣立皆請命冊封。後惟中山王至。中山王世稱尚氏。諭令兩年一貢。・船百人。多不過百五十人。貢道由福建閩縣。貢物 馬、刀、金銀酒海、金銀粉匣、瑪瑙、象牙、螺殼、海巴、擢子扇、泥金扇、生紅銅、錫、生熟夏布、牛皮、降香、木香、速香、丁香、檀香、・熟香、蘇木、烏木、胡椒、琉、磨刀石。右象牙等物進收。琉・蘇木胡椒運送南京該庫。馬就於福建發缺馬驛站走遞。磨刀石發福建官庫收貯。

²⁵表箋とは中国皇帝の冊封を受けた周辺諸国の王が、中国皇帝に上げる文書

らないと命じた。入貢のルートは福建の閩県経由と定めた。貢物は馬、刀、金銀の酒盃（壺）、金銀粉の箱、瑪瑙、象牙、螺殻、海巴（宝貝、小安貝）、擢子扇、泥金扇、生紅銅、錫、生熟夏布（芭蕉布）、牛皮、降香、木香、速香、丁香、檀香、黄熟香、蘇木、烏木（降香から烏木まですべて香木である）、胡椒、琉黄、磨刀石（砥石）であった。象牙などの貢物を取め、硫黄、蘇木、胡椒は南京の降香倉庫に運送し、馬は福建の驛場にし、磨刀石（砥石）は福建の兵庫に収めた。

大部分の品物は献上品ではなく、附搭貨の可能性が高かった。高価な商品と馬と硫黄は入貢品かもしれないが、他の品物は官員に売るために持っていた。

琉球より明へ進貢する時、船に載せていった貨物は用途の違いに分類すると、国王進貢物、国王の附搭貨、陪臣の附搭貨、使臣の附搭貨があった。国王進貢物には皇帝より、国王と王妃に対する回賜として、各類の高価な織物があった。附搭貨には、給賞という名目で、官より買い上げ、商売は主に銅銭や鈔で支払われた。明朝の朝貢制度には正貢と正貢外の区別があった。明朝は正貢に回賜するときにも、正貢外に附来する貨物を買って上げて貨を給するときにもともに「給賜」と言った。それゆえ明朝の朝貢制度の場合には、正貢と正貢外附来貨がその取り扱いにおいて、ともに進貢物と見なされる傾向があった²⁶。

以上の内容から見ると、中国へ行って、入貢品は一部分であった。一番重要なのは入貢の名義を利用して、中国側と商売することであった。だが、入貢の名義であっても税金の部分は払わなければならない。『正徳大明会典』²⁷卷一〇一、給賜一、諸番四夷土官人等一、琉球国の項に、「正貢には例として価を給せず。附来する貨物は、官に五分を抽し、五分を買ふ」とある²⁸。五分を税金として払うのではあまり大きな利益が得られないが、他の国の人と貿易できることから、入貢は琉球の人にとっては不可欠であった。中国から得たものも薩摩藩と貿易できる。そのうえ、中国と冊封関係を建立したあと、琉球は他の国に侵略される可能性が低くなった。これも冊封関係の利点である。

琉球が入貢すると、明朝も琉球の国王と官員へ給賜した。給賜した内容は『正徳大明会典』²⁹卷一〇一 礼部六十に記録されている。

琉球国 洪武十六年に琉球国王に鍍金銀印及び文綺などを下賜した。山南王にも同様のものを下賜した。後、中山王、山南王、山北王に紵絲紗羅

²⁶邊土名朝有『琉球の朝貢貿易』校倉書房（1998）

²⁷山根幸夫『正徳大明会典』汲古書院（1989）

²⁸邊土名朝有『琉球の朝貢貿易』校倉書房（1998）

²⁹琉球國 洪武十六年。賜國王鍍金銀印并文綺等物。山南王亦如之。後賜中山王山南王山北王苧絲紗羅冠服。王妃絲羅。王姪王相稟官絹公服。賞賜差來正議大夫長史史者通事從人衣服絲布絹即拆來王弟王男衣服冠帶絲有差。

の冠服を賜った。王妃に糸、羅を賜った。王姪、王相、寮官には絹、公服を下賜した。進貢にきた正議大夫、長史、使者の翻訳及び従人に服糸布絹を賞賜した。及び進貢にきた王弟、王男に服冠帯糸を賞賜した。

以上の内容から見ると給賜した人は国王だけではなく、進貢に関する人でも給賜品があった。だが、進貢の返礼は給賜品を配るだけではなくで、附塔品についても一定の価額で琉球から買った。貢品の価値は『正徳大明会典』³⁰巻一〇二に記載されている。

凡て番貨の価値は、弘治間の定め、回回并に番使人等の宝石等の項を進貢するに、内府、估驗して価を定めたる例は、赤金は每両鈔五十貫に直つ。足色銀は每両十五貫。錫は每斤五百文（琉球は八貫）。鉄は每斤三百文。腰刀は每把三貫。番弓は毎張二貫。番箭毎枝一百文。鶴頂は毎箇一貫。玳瑁盒は毎箇一貫。玳瑁盃は毎箇一貫。珊瑚枝は毎斤三十貫。珊瑚珠は毎両二貫。大ガラス瓶椀は毎箇三貫。小ガラス瓶椀は毎箇二貫。ガラス燈甌は毎箇二貫。栗米珠は毎両五貫。象牙は毎斤五百文。（省略）浮香は毎斤五貫。沈香は毎斤三貫。速香は毎斤二貫。丁香は毎斤一貫。木香は毎斤三貫。金銀香は毎斤五百文。降真香は毎斤五百文。黄熟香は毎斤一貫。安息香は毎斤五百文。梔子花は毎斤一貫。丁皮は毎斤五百文。蘇木は毎斤五百文。烏木は毎斤五百文。紫檀木は毎斤五百文。胡椒は毎斤三貫。

以上から見ると琉球の貢物の価値は以下の通りである。錫は毎斤八貫、象牙は毎斤五百文、速香は毎斤二貫、丁香は毎斤一貫、木香は毎斤三貫、降真香は毎斤五百文、黄熟香は毎斤一貫、蘇木は毎斤五百文、烏木は毎斤五百文、胡椒は毎斤三貫。

中国に朝貢品の数量と貿易品の数量³¹は以下のようである。

	品名	数量	備	
貢品				
洪武九年	馬 硫黄	四十匹 五千斤	中山王	
洪武十年	馬 硫黄	十六匹 千斤	中山王	
洪武十三	馬		中山王	
洪武十五年	馬 硫黄	二十四 二千斤	中山王	
洪武十六	馬		中山王	

³⁰邊土名朝有『琉球の朝貢貿易』校倉書房（1998）より引用

³¹宮城榮昌『琉球の歴史』吉川弘文（1977）

洪武十九	馬 硫黃	百二十四 一万二千斤	中山王	
洪武二十	馬 馬	三十七匹 三十四匹	中山王 中山王	
洪武二十三	馬 硫黃 馬 硫黃 馬 硫黃	二十四 四千斤 五匹 二千斤 十匹 二千斤	中山王 中山王子 山北王	
洪武二十四	馬			
洪武二十五	馬		中山王・山南 王	
洪武二十六	馬 硫黃			
洪武二十七	馬 硫黃	九十匹余		
洪武二十八	馬 硫黃 馬 硫黃	三十六匹 四千斤 三十六匹 四千斤	中山王 山南王	
洪武二十九	馬 馬 馬 硫黃 馬	二十七匹 二十一匹 五十二匹 七千斤 三十七匹	中山王 山南王 山南王 中山王	
貿易			單位	金額
洪武二十三 年	蘇木 胡椒 蘇木 胡椒	三百斤 五百斤 三百斤 二百斤	斤・十貫 斤・三十貫 斤・十貫 斤・三十貫 (尚未確定)	三千貫 千五百貫 三千貫 六千貫
洪武二十七 年	蘇木 胡椒	數量未明	斤・十貫 斤・三十貫	
洪武二十九	蘇木	千三百斤	斤・十貫	一万三千貫
成化五年	蘇木 胡椒 錫	五千斤 千五百斤 五百斤	斤・十貫 斤・三十貫 斤・八貫	五万貫 四万五千貫 四千貫

成化六年	蘇木 胡椒 錫	六千斤 千斤 五百斤	斤・十貫 斤・三十貫 斤・八貫	六万貫 三万貫 四千貫
成化八年	蘇木 胡椒 錫	八千斤 千斤 千斤	斤・十貫 斤・三十貫 斤・八貫	八万貫 三万貫 八千貫
成化九年	蘇木 胡椒	一万斤 千斤	斤・十貫 斤・三十貫	十万貫 三万貫
成化十年	蘇木 胡椒	二万斤 二千斤	斤・十貫 斤・三十貫	二十万貫 六万貫
成化十一年	蘇木 胡椒 錫	八千斤 千五百斤 五百斤	斤・十貫 斤・三十貫 斤・八貫	八万貫 四万五千貫 四千貫
成化十二年	蘇木 胡椒	二万斤 三千斤	斤・十貫 斤・三十貫	二十万貫 九万貫
成化十三年	蘇木 胡椒	一万五千斤 四千五百斤	斤・十貫 斤・三十貫	十五万貫 十三万五千卷
成化十五年	蘇木 胡椒 錫	一万斤 三千斤 二千斤	斤・十貫 斤・三十貫 斤・八貫	十万貫 九万貫 一万六千貫
成化十七年	蘇木 胡椒 錫	七千斤 三千斤 千斤	斤・十貫 斤・三十貫 斤・八貫	七万貫 九万貫 八千貫
成化十九年	蘇木 胡椒 錫	一万五千斤 四千五百斤 千五百斤	斤・十貫 斤・三十貫 斤・八貫	十万五千貫 十三万五千貫 一万二千貫

十年期単位の琉球朝貢品数目³²。

	馬 (疋)	硫黄 (斤)
期間	年平均	年平均
1420	64.0	22,700.0
1430	57.0	35,570.0
1440	23.3	46,666.7
1450	—	—
1460	25.7	34,285.7
1470	29.3	40,000.0

³²岡本弘道「明朝における朝貢國琉球の位置付けとその変化—十四・十五世紀を中心に—」東洋史研究(1999) P7

1480	25.9	32,400.0
1490	24.6	33,000.0
1500	16.2	21,200.0
1510	13.5	20,000.0
1520	4.9	7,000.0
1530	5.8	9,500.0
1540	5.5	9,500.0
1550	5.4	9,500.0
1560	3.0	6,000.0
1570	2.4	6,000.0
1580	2.2	5,600.0
1590	1.8	4,800.0
1600	2.2	7,500.0

	蘇木 (斤)	胡椒 (斤)	番錫 (斤)	合計
期間	年平均	年平均	年平均	
1460	10,000.0	3,000.0	1,000.0	198000
1470	15,200.0	2,600.0	800.0	236400
1480	7,450.0	2,200.0	960.0	148180
1490	4,900.0	2,000.0	1,960.0	124680
1500	4,600.0	1,200.0	930.0	89440
1510	4,300.0	600.0	1,100.0	69800
1520	400.0	300.0	100.0	13800
1530	600.0	—	—	6000
1540	700.0	500.0	—	22000
1550	1,150.0	200.0	—	17500
1560	1,200.0	—	—	12000
1570	1,000.0	—	—	10000

以上の貿易量から見ると、明朝と朝貢関係を建立するのは大きな利益が得られることが分かった。

前の資料から貢期は二年一貢のことが分かるが、しかし中国に朝貢関係を建立するときに明確な貢期が決めていなかった。『大明会典』巻一百五の中でこのように記載されている。

大琉球国の朝貢は不時なり。王子及び陪臣の子は、皆太学に入れて書を読ましむ。礼待すること甚だ厚し、小琉球国は往来を通ぜず、曾て朝貢せ

ず³³。

洪武六年、太祖朱元璋は大琉球国の朝貢を不時と定めた。その原因で中山王が自分の勢力をもっと広がるために、初めての貢期から一年内に再貢、三貢の時もあった。琉球からの朝貢使臣が福建に到着した後、また上京する必要があるため、暫く中国で滞留することになった。滞留期間中、明国は歓迎を表すために、琉球からの朝貢使の明国で滞留期間の全費用は明国が払った。だが、使臣の人数は少なくないし、入貢も年一回だけではなく、時には年三回のこともあった。それに、滞留期間中の生活費や食材費や新しい船を作る費用は非常に膨大であった。この状況は明朝の財政にとって重荷になった。

琉球の使者が滞留時間中に犯罪を犯すこともある。一番大きな事件は1474年、琉球使臣が福建省懷安県民陳二官夫妻を殺害し、その家屋を焼き、財物を奪ったとされる事件であった。第八代成化帝はその検断を琉球国王にまかせ、国王は無罪と奏した。成化十一年四月戊子の条に、成化帝は、陳二官夫妻殺害事件の不締まりを理由として、琉球の不時の貢期を二年一貢に制限することを命じた³⁴。

『歴代宝案³⁵』の中に祖訓を破って新しい貢期を決めることについて以下のように記されている。

皇帝、琉球国中山王尚円に勅諭す。先該王の差はし来たらせる使者沈満志并に通事蔡璋等、京に赴きて進貢せり。已に例に照らして賞賜し、人を差はして伴送せしめ、福建地方に至らしめて打発せしむ。船に登せて去かしめ訖るところ、期せずして、船の外海に到るや風に阻まる。成化十年六月初八日に於て、本船に姓名の知られざる番人有りて、潜行して登岸し、福州府懷安県四都の居民陳二官夫婦を将て殺死し、房屋を焼毀し、有する所の家財、猪鶏等の物は尽く劫掠せらる。其の鎮守等の官を前去しめて抛を審らかにせしめたるころ、被害の家の隣右人等の供報明白なりと、実を具して奏聞せり。今、王の国の差はし来たらせる正議大夫程鵬等回還すすに困り、特に勅を降して省諭す。勅の至らば、王宜しく蔡璋等の鈴束を行はざるの罪を責問氏、并二殺人・放火の行凶の番人を追究し、法に依りて懲治すべし。今後は、二年に一貢し、毎船止だ一百人を許し、多くとも一百五十人を過ぎざれ。国王の正貢を除く外、例に照らして胡椒等の物を附搭するを許す。其の余の正副の使人等には、私貨を夾帯して前み来て買売すること、及び途に在りて事を生じ、平民を擾害し、官府を打攪して国王の忠順の意を累らはすこと有るを許さず。王よ其れ之を省みよ之を省み

³³邊土名朝有『琉球の朝貢貿易』校倉書房（1998 P23）より引用

³⁴邊土名朝有『琉球の朝貢貿易』校倉書房（1998）

³⁵邊土名朝有『琉球の朝貢貿易』校倉書房（1998 P66）より引用

よ。故に諭す。

成化十一年四月二十日

全体の内容から見ると、中国側は琉球との朝貢関係についてあまり大きな制限を加えなかった。他の国と比べると非常に優遇していた。



第三章 薩摩藩の侵寇との中日両属関係の発生

第一節 薩摩と琉球の関係

琉球船が日本へ来たのは応永十年（1403）六浦に漂流船が来たのが始めであった。室町幕府と琉球国の交流は応永二十一年（1414）から始まった。位置から見ると琉球の船は受難して日本に漂着したのではなく、琉球は計画的に日本へ行った。

琉球がよく貿易する相手は殆ど東南アジアの国であり、日本との方向は反対側だから、日本に漂流する可能性は殆どないといえる。

東アジアの地図。



（紙屋敦之『琉球と日本・中国』山川出版社（2003）による）

日本に漂流してから日本との交流が続いていた。室町時代から琉球と日本の関係は良好と言われていた。琉球の船は南海の産物を載せて、日本と貿易をしていた。

次表は応仁の乱以前における琉球使節が日本へ来た年度である。

回	年	西元年
1	應永二十一年	1414
2	永享三年	1431
3	永享五年	1433
4	永享八年	1436
5	永享十一年	1439
6	宝徳元年	1449
7	宝徳三年	1451
8	長禄二年	1458
9	文正元年	1466

(曾煥棋「明清に朝貢する琉球国に対する薩摩藩の姿勢と態度」交流協会(2005)による)

以上の表から見ると、室町幕府時代から琉球と日本の交流は非常に頻繁であった。この点から日本と琉球の関係は非常に良好であったとされている。この間、琉球と頻繁に貿易する相手は幕府であった。永享十年、朝鮮は対馬の宗氏に貿易を統制させるという口実のもとに薩摩との直接の貿易をとめることに至った。これ以後、薩摩と朝鮮との貿易はほとんど断絶状態で、このため島津氏の対外貿易の目は南方の琉球へ向けられることになった。とくに島津義久の時代の天正年間では琉球渡海の朱印状の数が最も多数で、薩琉の通交貿易が頻繁になった³⁶。

しかし、享徳年間には、薩摩と琉球の関係は少し変化があったようである。『李朝実録』の『端宗実録』『魯山君日記』巻六に以下のように記述している。

琉球国中山王尚金福使道安、来献方物、其来咨曰、抛ト麻寧等告称、朝鮮国人民、近年、因為遍海行船、遇遭大風、漂流海面、到於日本薩摩州七島嶼、船破、人浮登岸、彼本嶼人、獲為奴用去、遇本国巡海官船見憐將字奴四人、換買前來、為此参照、係干遠人、給恤衣糧外、窃念卑国、自先王、契通貴國、至今多年、本欲遣使、備船遞送、奈缺諳曉海道之人、順有日本花島住州送礼來船、其船頭到安等回還、就變轉付、將ト麻寧・田皆二名前來、煩與口糧・腳力、給親完聚³⁷

それに、同書にも以下のように記述している。

琉球国與薩摩和好、故博多人經薩摩往琉球者、未有阻碍、近年以来、不

³⁶曾煥棋「明清に朝貢する琉球国に対する薩摩藩の姿勢と態度」交流協会(2005)。

³⁷曾煥棋「明清に朝貢する琉球国に対する薩摩藩の姿勢と態度」交流協会(2005 P2)より引用。

相和睦、尽行擄掠、故却従大洋、迤邐而行、甚為艱苦、今我等出来時、商船二艘、亦被搶擄、因示博多・薩摩・琉球相距地図³⁸（琉球国と薩摩が仲間が良いので、博多人が薩摩から琉球へ行くのは障害が無かった。しかし、近年から両国のギクシャクするようになってしかも、商船が薩摩に略奪されて、商売のことが困難になった。今回まだ二艘の商船が略奪されたので）。

以上の内容から見ると、薩摩の原因で琉球の船はいつも劫掠され、琉球と薩摩との関係は睦まじい状態ではなかった。しかし、その時の薩摩はまだ琉球に商売を独占する予定がなかった。しかし、『旧記雑録前編』巻四十二には以下のように記述している。

抑我国以貴国為善隣焉、実非他国之可比量者。（中略）専願自今以後、不帶我印判往来商人等、一々令点検之、無其支証輩者、船財悉可為貴国公用、伏希此一件無相違、永々修隣好³⁹。

以上の内容から見ると、薩摩藩は琉球国王に書状を出した。その内容には琉球と薩摩との良好な関係を強調し、これから島津の印判を持たない商人等は、一々点検し、その支証がないものは船や財物等が琉球国の公用に為すべくと、薩摩藩は琉球にそのような要求をしている。ここから薩摩藩は琉球貿易を独占する意図が見られた。また逆に琉球国が島津の印判を持たない船を入港させたことがあったことがわかる⁴⁰。明国と琉球との関係が微妙になったことは秀吉の朝鮮侵略事件であった。秀吉が朝鮮に侵略している間に、琉球と島津氏との交渉はあまり進まなかった。明国との交流も少なくなった。秀吉がなくなった後、徳川の時代に入った。徳川幕府は朝鮮にいる兵隊を全部撤回した。その後、薩摩藩の島津義久が琉球国王に書簡を送った。『鹿児島県史料旧記雑録後編』巻六十三の中に以下のように述べている。

且復貴国之地隣於中華、中華與日本不通商舶者三十餘年于今矣、我將軍憂之之餘、欲使家久與貴国相談、而年々来商舶於貴国、而大明與日本商賈通貨財之有無、若然則匪翅富於吾邦、貴国亦人々其富潤屋、而民亦歌於市、扞於野豈復非太平之象哉、我將軍之志在茲矣⁴¹。

³⁸曾煥棋「明清に朝貢する琉球国に対する薩摩藩の姿勢と態度」交流協会（2005、P3）より引用。

³⁹曾煥棋「明清に朝貢する琉球国に対する薩摩藩の姿勢と態度」交流協会（2005、P3）より引用。

⁴⁰曾煥棋「明清に朝貢する琉球国に対する薩摩藩の姿勢と態度」交流協会（2005）。

⁴¹曾煥棋「明清に朝貢する琉球国に対する薩摩藩の姿勢と態度」交流協会（2005、P9）より引用。

以上の内容から薩摩は琉球に依頼し明と通商したかっていることが分かる。その後、琉球は斡旋者として日本と朝貢貿易を明朝に斡旋したが、日本の要求とおりに順調ではなかった。島津は幕府に払う年貢が非常に重かったが、薩摩の年収は年貢の半分しかなかった。そのため、島津氏にとって明朝との貿易は非常に重要なことであった。年貢に足りない部分は貿易に於ける年貢を貯まった。薩摩と明朝の貿易量と給価状況は以下の表である。

日本と明朝の刀の貿易量と値段は以下のようなものである⁴²。

年次	出発の年	刀剣の数	一把の価	総額
1	1432	3000把	10000文	30000貫文
2	1434	3000	10000	30000
3	1451	9968	5000	49840
4	1465	30000余	3000	90000
5	1476	7000余	3000	21000
6	1483	37000余	3000	111000
7	1493	7000	1800	12600
8	1509	7000	1800	12600
10	1539	24152	1000	24152

(虎頭民雄「日明勘合貿易に於ける輸出品としての刀剣について」P13による) 宣徳八年(1433)と景泰四年(1453)の量は以下のようなものである。

	宣徳八年(1433)	景泰四年(1453)
硫黄	22000斤	364400斤
蘇木	10600斤	106000斤
生赤銅	4300斤	152000斤
長刀	2把	417把
腰刀	3050把	9483把

(虎頭民雄「日明勘合貿易に於ける輸出品としての刀剣について」による) 宣徳八年(1433)の給価状況

品名	単位	価額
蘇木	毎斤	1,000文
硫黄	毎斤	1,000
赤銅	毎斤	300
刀剣	毎把	10,000
槍	毎條	3,000

⁴²虎頭民雄「日明勘合貿易に於ける輸出品としての刀剣について」『鹿兒島縣立大學短期大學部紀要』鹿兒島縣立短期大學(1951、P13)。

扇	每把	300
火筋	每双	300
扶金銅銚	每個	60,000
花硯	每個	500
小帶刀	每把	500
印花鹿皮	每張	500
器皿	每個	800
硯匣等	每副	2,000
折麦絹布	每疋	100,000
折麦布	每疋	50,000

(虎頭民雄「日明勘合貿易に於ける輸出品としての刀劍について」による)
景泰四年(1453)の給価状況

品名	単位	価額
生赤銅	每斤	銀6分→銀6分
蘇木(大)	每斤	銀8分
蘇木(小)	每斤	銀5分 銀7分
硫黄(熟)	每斤	銀5分
硫黄(生)	每斤	銀3分 銀5分
刀劍	每把	6,000文
槍	每條	2,000
扶金銅銚	每個	4,000
漆器皿	每個	600
硯匣	每副	1,500
支給額		
絹		229疋
布		459疋
銅錢		50118貫文

(虎頭民雄「日明勘合貿易に於ける輸出品としての刀劍について」による)
商品の貫高である。

	絹	布	銅鉄	計
数	二二九疋	四五九疋		
一疋の価	一〇〇貫文	五〇貫文		
貫高	二二九〇〇貫文	二二九五〇貫文	五〇一一八貫文	九五九六八貫文

(虎頭民雄「日明勘合貿易に於ける輸出品としての刀劍について」P16による)

硫黄・銅・蘇木	三四七九〇貫文
---------	---------

刀・槍	五九五〇二貫文
硯匣等	一六七六貫文
計	九五九六八貫文

(虎頭民雄「日明勘合貿易に於ける輸出品としての刀劍について」による)

以上の表から見ると、日本と明朝の貿易量は非常に大量であった。そのために、朝貢貿易の収入がなかったら島津氏にとって損失は非常に多かった。刀の輸出の損失だけではなく、糸の輸入の相手もなくなった。糸の価額について佐々木銀弥の『日本中世の流通と対外関係』は以下のように述べている。

(イ) 唐糸一斤(二五〇目)の日本における販売価格は五貫文であった。

(ロ) 日本で一駄＝一〇貫文の産銅を中国に持ってゆき、それで明州・雲州糸と交換し、日本に持ち帰って販売する元手の四、五倍に当たる四〇～五〇貫文(唐糸八～一〇斤相当)で売却できる。

(ハ) 日本から金を持参した場合でも、金一〇両＝三〇貫文の元手で、その四～五倍に当たる一二〇～一五〇貫文相当の唐糸を仕入れることができる。⁴³

薩摩で糸の販売は非常に儲かるので、琉球を通じて糸を買い、日本で販売するのは非常に大きな利益が得られる。そのために、薩摩にとって琉球は非常に重要な位地を占めるようになった。琉球を通じて明朝と間接貿易するつもりであった。そのために琉球を侵略する計画が出てきた。元々朝鮮を侵略するとき琉球も出兵の計画内だったが、兵力が足りない理由で出兵計画が遅延になってしまった。1609年、正式に琉球を出兵した。

尚寧王は投降したのち、薩摩の人に伴われ日本へ行った。慶長十五年(1610)、島津家久とともに駿府で徳川家康に謁見した。謁見したあと、一行は江戸へ向った。江戸で將軍秀忠に謁見した。謁見の内容を『琉球属和録』には以下のように記述している。

秀忠公大に憐み給ひ、薩摩侯附庸の国といひながら諸大名なみにして、列は御老中の次に座し、十万石以上の格と定められける。⁴⁴

『徳川実紀』⁴⁵は九月三日の条に以下のように記述している。

三日島津陸奥守家久をよび中山王を江城にて響せらる。尚寧世々琉球に王たれば。今よりいそぎその国にかへり。先祀を奉じて本朝の威徳を仰ぎ。

⁴³佐々木銀弥『日本中世の流通と対外関係』吉川弘文館(1994、P74)より引用。

⁴⁴紙屋敦之『琉球と日本・中国』山川出版社(2003)

⁴⁵黒板勝美、国史大系編修会『新訂増補国史大系徳川実紀』吉川弘文(1967)

永くその国を子孫に伝ふべし。家久はその賦税を取め。その国を鎮撫し。その俘囚ははやくかへしをくるべしとの面命を蒙る。家久謹で命辱さを拝し。尚寧は再生の恩を感じ。手のまひ足のふむ所を覚え。拝謝し奉る⁴⁶

以上の内容から見ると、将軍秀忠は尚寧を謁見した後、尚寧が早めに琉球へ帰り、日本の冊封を受け、琉球の支配を継続することを望んだ。

しかし、尚寧はすぐ琉球へ帰ることはできなかった。尚寧は鹿児島に二年間滞留させられた。1611年に明朝へ朝貢するために薩摩側に帰国したいという要求を出し、薩摩側も琉球の要求を受け入れた。二年間滞留させられたのち、ようやく釈放された。釈放するに際して、琉球は薩摩に以下の条件を呑まされた。

十五か条

- 一、薩摩御下知之外、唐え詔物可被停止事、
 - 一、従往古由緒有之人たりといふ共、当時不立御用人に知行被遣間敷之事、
 - 一、女房衆え知行被遣間敷之事、
 - 一、私之主不可頼之事、
 - 一、諸寺家多数被立置間敷之事、
 - 一、従薩州御判形無之商人不可有許容事、
 - 一、琉球人買取日本人え渡間敷事、
 - 一、年貢其外之公物、此中日本之奉行如置目、可被致取納之事、
 - 一、閣三司官就別人可為停止之事、
 - 一、押売押買可為停止之事、
 - 一、喧嘩口論可令停止事、
 - 一、町百姓等に被定置諸役之外、無理非道之儀懸る人あらば、到薩州鹿児島可被致披露事、
 - 一、従琉球他国え商船一切被遣間敷之事、
 - 一、日本之京判升之外不可用之事、
 - 一、博奕僻事有間敷之事、
- 右条々違反之輩有之者。速可処嚴科之者也、仍下知如件、
慶長十六年辛亥九月十九日⁴⁷

この十五条は九月十九日に樺山久高ら四人の家老によって連署された。以上の内容から多くのことをまとめることができる。第一は薩摩が琉球側の通商権と貿易権を統制する意図が見られる。島津の渡航許可証を持たない者を許容で

⁴⁶上原兼善『島津氏の琉球侵略—もう一つの慶長の役—』榕樹書林（2009、P202）より引用。

⁴⁷宮城栄昌『琉球の歴史』吉川弘文（1977、P106）より引用。

きないことと、ほかの国へ商船を派遣することを禁止したのである。島津氏は琉球の貿易権を掌握しようとする事が分かる。第二は琉球国王の勢力を削弱するために、王臣の間で私的主従関係を形成することを禁止した。島津氏にとって新たな勢力を形成するのはよくないことだから、防ぐために明確な掟を定めた。第三は島津氏が年貢の收取権を介入することである。島津は琉球が島津家の奉行が定めた納入手続きを従って年貢を納入するのを促したことが理解できる。第四は琉球側の治安を維持すること及び民衆保護権の主張である。そのために、条項を定めて、押し売り・押し買い・喧嘩など悪いことを禁止した。この点から見ると、昔琉球で人口の販賣事件は非常に多いと分かった。それに、島津氏はただ民衆の権利と安全を保護するだけでなく、島津氏の主権も明示していた。

薩摩の要求を呑ませた後、尚寧王及び三司官⁴⁸は神の前に誓い、三心二意なきことを表す起請文を提出した。しかし、十五カ条を拒絶した謝名親方は処刑された。『旧記雑録』⁴⁹の中に尚寧王の起請文について以下のように記述している。

一琉球の儀往古自り薩州島津氏の附庸為り、之れに依り太守其の位を譲る時は、厳しく船を艤し以て奉祝し、或いは時々使者・使僧を以て陋邦の方物を献じ、其の禮義終に怠る無し、就中太閤秀吉公の御時定め置かる所は、薩州に相附し、徭役諸式相勤む可き旨其の疑い無きと雖も、遠国の故相達するに能わず、右の御法度多罪々々、茲れに因り球国破却を被る、且つ復た身を貴国に寄せる上は、永く帰郷の思いを止められ、宛かも鳥の籠中に在るが如し、然る處、家久公御哀憐有りて、啻に帰郷の志を遂げるに匪ず、諸島を割き以て我に其の履を賜う、此の如き御厚恩何を以て之れを謝し奉る可き哉、永々代々薩州々君に対して毛頭疎意を存ず可からざる事一、若し球国の輩右の御厚恩を忘れ、悪逆を企てる者之れ在りて、縦国主其の旨に同心為ると雖も、唯今此の起請文連署の輩は薩州御幕下に属し、毛頭逆心無道に相随う可からず候事、
一、若し球国の輩右の御厚恩を忘れ、悪逆を企てる者之れ在りて、縦国主其の旨に同心為ると雖も、唯今此の起請文連署の輩は薩州御幕下に属し、毛頭逆心の無道に相随う可からず候事、⁵⁰

誓詞の内容から見ると、琉球は古くから薩摩に付属することを認めた。薩摩が琉球に侵略したことも全部琉球側の自身問題であった。太閤秀吉の法度に違

⁴⁸琉球王国の役職名。「法司」「世あすたべ」とも称した。3人制の役職で、国王の補佐役としては摂政（国相）に次ぐ重職。近世期には摂政とともに評定所を構成して、国事の重要案件のすべてを総理した。（日本大百科全書（小学館）より引用。

⁴⁹鹿児島県歴史資料センター黎明館『鹿児島県史料。旧記雑録後編』鹿児島市（1985）。

⁵⁰上原兼善『島津氏の琉球侵略—もう一つの慶長の役—』榕樹書林（2009、P216～217）より引用。

背し、朝鮮に出兵する費用も負担しなかったため、薩摩に軍事介入を招くことになった。尚寧王が囚人の身から解き放れ、帰国できるようになった。この件について、尚寧は日本に感謝の念を抱いていた。統治できる領土があることも薩摩の恩だと思っていた。尚寧がこの誓詞の中では薩摩の子民の身分として誓った。尚寧王が一六一一年九月二十二日に船に乗って、十月に琉球に帰着したのである。同年の十月二十八日に「日本国薩摩州少将島津家久拝書于琉球国中山尚老大人殿下」という書状があった。書状は琉球に対する薩摩藩の優位を述べ、侵略の正当性を主張した。書状の内容は以下のようなものである。

足下可不忘寡人之恩、堅守舊明速差官于大明、請許船商住往来通好方可功捕過且拝関東大將軍家康公發令西海道九国之衆寇明、寡人以仁義之言説而止之、蒙許候琉球通商議好、否則進兵未晚、此郭氏之所備知而、足下之所而聞也（略）足下宜奏聞明国懇從日本三事、其一、割海隅偏島一処以通我国舟商使彼此各得无咎、其二、歳通餉船交接琉球倣日中交易為例、其三、熟若来往通使互致幣書嘉意勤礼交相為美、此三者從我一事則和交両国万民受惠、社稷保安長久、不然大將軍耀德不服、使令入寇戰船曼渡沿海勦除陷城邑殺生、靈明之君臣能憂乎、是則通商之與入寇利害判若白黒正（略）⁵¹①琉球は古くから、我が州の属鎮であつたが、近年以来荒淫無道にして、信義は行われず、古礼にもかかわらず、貢物を供さなくなった。また国王即位に際しては慶賀の意を表したにもかかわらず、これに対する謝意も示さなければ、長年の盟約も守られなくなった。これをもって問罪の兵をあげ、国王は虜とするにいたつた。②この禍はすべて国王あなた自身を招いたものである。懦弱で奸臣に陥れられるところとなつたため、法司鄭廻（謝名親方）は切り、あなたは琉球に送り返して民を安んぜしめた。この私（家久）の恩を忘れてはなりません。③固く旧来も盟約を守り、速やかに官吏を大明に派遣し、船商の往来通好の許しを要請し、その功をもってこれまでの過ちを償うべきです。④かつ関東へ拝謁の時、大將軍家康公が九州の諸大名に發令して明国に侵攻しようとしたとき、私が仁義の言説を以てこれを止め、琉球の交渉の様子をみてからでも出兵は遅くはないでしょう、と申し上げてその許しを得ました。これについては郭氏もよく知るところで、貴方も恐ろしい思いでそれを聞いたことでしょう。いまにいたるも入寇の兵が動かないのは私の力によるものです。⑤私が文教をもって国の内外を治め、臣僚はみな四書経を学び、おのおのが礼讓を守っているのは見ての通りです。ぜひとも明国に日本の提案する三事に従うよう奏聞して下さい。三事の其の一は海隅偏島の一か所を割き、日明双方の船商がそこで通じあうこと、其の二は毎年餉船を琉球に派遣して日中交易を行う、其の

⁵¹梅木哲人「薩摩藩侵入直後の琉球・中国関係」琉球中国関係国際学術会議（2001、P363）より引用。

三は日明が相互に使者・国書を持って通じ、礼を勤めあうこと、です。⑥この三者のうち、いずれか一つに従えば、和交によって両国の万民は恩恵をこうむり、社稷（国家）の保全を長久のものにすることができるでしょう。それを拒み、大將軍の輝くような徳に服さなければ、入寇を命じて戦船を連ねしめ、明国の沿岸を平討し、城邑を陥し、人民を殺生することになって、明の君臣に憂いをもたらすことになるでしょう。これすなわち、通商と入寇との利害は白黒のようにはっきりしています。明国にすみやかに通告して下さい。⁵²

書状の内容によれば、尚寧王は家久の恩を忘れない官人を明に遣わし、商船の通交往来を許してもらうことを願い出して、自分の過ちを正すこと、また、関東に行ったとき、大將軍家康が九州の武士に命令を発し、明国を寇そうとしたとき、家久が仁義の言説でこれをやめさせ、琉球に通商の議を計った上で、兵を出すか出さないかを決めても遅くないことを認めてもらったことは聞いた通りであるから、そちらから「従日本三事」を明国に伝えてほしいといている。三つの事とは、第一、偏島で通商をすること、第二、毎年琉球で日中の商船が貿易をすること、第三、使者の往来を行い文書を交換して正式な交流を行うことである。⁵³この三つ事の一つでも実現できるなら両国の万民が恩を受け、国家も安泰であると、もし実現しなければ大將軍は戦船で沿海を討伐し殺傷を行うというのである。

第二節 薩摩藩の侵入過程

十六世紀になると、倭賊が力を伸ばしていたので日本と中国の関係が悪くなった。それが原因で中国との貿易は途耐えがちになった。貿易のことで薩摩は琉球しか頼りにならなかった。当時の日本は戦国時代で、諸大名は自分の経済を安定できるために、外の国と貿易する機会を探していた。1588年に豊臣秀吉は琉球を幕府に入貢させることを希望したので、島津家の家来は琉球へ行って、豊臣秀吉の希望を伝えたが、琉球は国王が重病であることを理由に入貢するという返事をしなかった。1589年に細川幽斎と石田三成は島津義久に書を送って、琉球がなお入貢を遅延する場合は琉球に出兵すると命じている。翌年尚寧王は天竜寺桃庵長老・安仁屋親雲上宗春を薩摩経由で大坂に赴かしめた。秀吉は聚楽第で引見した。使節の上洛で秀吉の不満を氷解した。さらに秀吉の関東統一のことを告げ、遠国端島まで祝儀言上を命ぜられたにより、琉球は綾船・管絃を催うし、速かに上洛にすべきことを伝えている⁵⁴。これに対して、尚寧は十

⁵²上原兼善『島津氏の琉球侵略—もう一つの慶長の役—』榕樹書林（2009、P231）より引用。

⁵³梅木哲人「薩摩藩侵入直後の琉球・中国関係」琉球中国関係国際学術会議（2001）。

⁵⁴宮城栄昌『沖縄の歴史』吉川弘文館（1984）。

九年使者を遣わし、楽人及び焼酒・太平布・綾羅を進上した。

1591年豊臣秀吉は朝鮮に出兵することを決意し、秀吉は琉球王尚寧に以下のように書簡を送った。

吾卑賤より運に膺りて興る。威武を以て日本を定め六十余州已に掌握の中に入る。是に於て殊域遐方朝貢せざるなし、而して爾に告ぐ。我傷將に明年春を以て先ず朝鮮を伐たんとす。爾宜しく兵に將として之に会すべし。若し命を用ひずんば我先ず乃が国を屠り、玉石俱に焚かんとす⁵⁵。

島津氏を介して秀吉の書簡を穏やかにまとめていて、島津義久は尚寧に書簡を送った。書状の内容には、「両国合わせて一万五千の出兵を命ぜられたが、それは薩摩が肩代わりする。そのかわり七千人の兵糧十二ヵ月分を、来年二月前に坊ノ津に送り、そこから高麗・唐土まで送るようにせよ。また肥前名護屋で築城が行われているが、琉球は金銀米穀で夫役を扶けるように」⁵⁶独立の国家である琉球はその要求について非常に苦慮した。幕府の報復措置を恐れたから、一部の費用を負担した。しかし、残りの半分は負担しなかった。十二月義久は琉球の兵糧米輸送を続けることを尚寧に命じた。文禄三年（1594）の六月に尚寧は使僧に書を委託した。書の内容は「国窮島疲、民無計償出」故、「只願憫察以加恩優、隣好益修永奉聘貢」と訴えてきた。⁵⁷これが原因で、残り半分の兵糧は薩摩が払った。

天正十九年（1591）年秀吉は亀井茲矩の請により、別使によって琉球を討伐しようとしたが、義久と義弘が細川幽齋と石田三成を通じ、薩琉が昔から特殊な関係にあることを陳弁するために、亀井茲矩が琉球を征伐することを中止となった。

慶長七年（1602）年徳川家康が奥州に漂着した琉球船を琉球に送りかえしたと薩摩に命じた。これに対して薩摩は徳川家康に謝恩使を派遣することを要求した。しかし琉球からは何の答えもなかったので、慶長九年（1604）島津義久は琉球に軍を起こそうとしたが、そのとき義久の弟が書状を尚寧に送り、無礼を責めるだけであった。

しかしその間、薩摩が琉球に出兵することを真剣に進められ、慶長十年（1605）年七月には、本田親貞が駿府に出兵の許可を願い出した。慶長十一年（1606）四月のころから、鹿児島で義久と義弘以下の重臣間に出兵について相談があった。

その上、秀吉が朝鮮を侵略する前から明朝との関係は海賊の活動で不活発になったが、文禄と慶長の役以後、明は日本の商船との往来を禁止する態度を強

⁵⁵新里金福『琉球王朝史』朝文社（1993 P128）より引用。

⁵⁶ 御書院『琉球薩摩往復文書案』。

⁵⁷宮城栄昌『沖縄の歴史』吉川弘文館（1984）。

めていた。そのため、そのときから明朝との貿易関係がなくなった。徳川家康の時代となって、中国との関係を修復するために、琉球を斡旋者として求めた。しかし琉球はなかなか従わなかった。

慶長十一年（1606）年六月、島津家久は山口直友を以て琉球近年の無礼を理由に征討を請い、出兵の許可を得た。征討を請う理由は『島津家覚書』⁵⁸に書いてある。内容は「琉球国者、家久十代之祖陸奥守忠国代に、普広院殿より致拝領、永享年中より薩摩相従ひ候処に、近年致怠懈候、殊更権現様に御礼可申上之旨、使札を以付候へ共不致領賞候間、人衆を差越可致退治之旨、山口駿江守直友を以致言上候処に蒙御免候」である。それに、南浦文之の『討琉球詩序』にも以下のように記述している。

為朝の創世以来、琉球はその子孫の世々君臨するところであった。そして、数十世の先、琉球は島津の附庸となり、年々薩摩に貢物を納めた。しかるに、近年島津の命令に従わず、あまつさえ家久の使いに謝名なる者が無礼を働いた。その不遜黙視するにしのびず、ここに起ちて琉球を討つものである⁵⁹。

琉球出兵の許可を取った後、薩摩は直接琉球を出兵することはなかった。当時の琉球は中国からの冊封使がいたから、薩摩側は明朝の返事を待ちながら、侵入機会を待っている。慶長十四年（1609）年二月二十六日義久、義弘、家久は「琉球渡海之軍衆法度之条々」を連署し、十三条を定めた。十三条の内容は以下のようなものである。

琉球渡海之軍衆法度之条々

- 一、物主相定候間、彼衆以談合可申出儀不可違背事、
- 一、喧嘩口論之儀、不新雖為法度、今度者別而各可相嗜事、可為肝要候、縦不凶喧嘩出来候共、兼而如法度、私にて不相果、重而可遂披露、若此旨を相背、於事破者、いかやうの理雖有之、不及理非之沙汰、一組可処罪科事、
- 一、鉄砲もちたる衆、或はしし鳥をねらひ、或はたて物を射、いたづらに玉葉をつくすまじき事、
- 一、船之出入おもひ／＼に無之様に、惣別同前に可有之事、
- 一、其組を離、他の手に付まじき事
- 一、手に入たる島々の於百姓者、少も狼籍いたすまじき事、
- 付、従大島此方泊々、右可為同前事、

⁵⁸ 上原兼善『島津氏の琉球侵略—もう一つの慶長の役—』榕樹書林（2009）。

⁵⁹ 新里金福『琉球王朝史』朝文社（1993、P117）より引用。

- 一、堂宮寺等、あらずまじき事、
 - 一、可相働時、海陸共に惣人数を不待合、無人衆にて懸いたすまじき事、
 - 一、経其外書籍等、むざととりちらす間敷事、
 - 一、無罪者殺生、一切可為停止事、
 - 一、順風よく不見定、不可致出船事、
 - 一、取人一切可為停止事、
 - 一、下知衆可申旨を不可相背事、
- 右条々堅相守、不可違背者也、仍法度如件、
慶長十四年二月廿六日⁶⁰

琉球に出兵の条約を定めた後、三月に家久は袖判の「軍略覚書」を發し、樺山久高を総大将、平田と肝付を副大将として兵三千人余、兵船百余艘を出して琉球を出兵した。家久の軍略覚書の内容は以下の通りである。

家久袖判軍略覚書

- 一、琉球よりあつかいを入候はゞ、無異儀其筋に可有談合事、
 - 一、いづれのみちにも、利運に相濟候はゞ、少も無逗留、早々軍衆六七月之比者可引取事、
 - 一、琉球歴々の人質、其外嶋々の頭々の者迄、質人を取候て当国へ引こし、琉球向後の諸役儀、於此方可相定事、
 - 一、自然琉球国主居城に取籠、たがく籠城のかくごと相見候はゞ、悉焼はらひ、から城に成、人数少もためらはず引取、あたりの島々の者人質を取、手に付候て可為帰陣事、
 - 一、兵糧米おさめさせべき事、此中琉球人の申付たるより、いかにもかろくおさめさせべき事、
- 右条々不可有異変候也

慶長十四年三月

花山権左衛門尉殿⁶¹

島津軍の構成

所属	役職	氏名	動員人数 (軍役+外人数)
	大将	樺山権左衛門久高	60 (54+6)
	副将	平田太郎左衛門増宗	61
		肝付越前	85
鹿児島衆	武頭		49 (34+15)

⁶⁰宮城栄昌『沖縄の歴史』吉川弘文館（1984、P103）より引用。

⁶¹宮城栄昌『沖縄の歴史』吉川弘文館（1984、P104）より引用。

	兵具奉行 船奉行		25 (19+17) 158 (106+52)
国分衆	武頭		記載なし
加治木衆	武頭		219 (109+110)
中取衆			
山川士			17 (16+1)
北郷讃岐 守忠能家 臣			120余り
所属不明			15 (5+10)
		御道具衆 向之嶋船大工 坊之大工 縣之大工	37 (30+7)

(上原兼善『島津氏の琉球侵略—もう一つの慶長の役—』榕樹書林 (2009) による)

薩摩が琉球に出兵する過程

三月四日	兵船は山川港を出発し、永良部に到着した。
三月五日	天気が悪く出航できなく、同じ島 (永良部) に逗留した。
三月六日	天気が回復するのを待って、朝出発した。
三月七日	申の刻に奄美大島に到着した。
三月八日	各の着船地を拠点として、近隣の村々へ鎮撫した。
三月九、十、十一日	伊集院久元らは三日間深江ヶ浦にとどまった。
三月十二日	深江ヶ浦を離れて、屋喜内間切のやまとばまに到着した。 やまとばまにも三日間逗留した。
三月十六日	やまとばまの鎮圧を終えた後、島津軍は出船し西のこみに出発した。
三月二十日	樺山久高と市来家元の軍は古見を出発し、卯の刻に (徳之島) 秋徳港に至っている。
三月二十一日	樺山軍の十艘軍船は沖永良部島にいたっていた。
三月二十五日	軍船は琉球本島北部の運天港に上陸した。
三月二十七日	今帰仁城が陥る。
四月三日	首里城と那覇を攻撃、尚寧が降伏した。
四月五日	薩摩軍が首里城を接收した。

(上原兼善『島津氏の琉球侵略—もう一つの慶長の役—』榕樹書林 (2009) により作成した)

琉球出兵のことを決めたあと、島津軍は三月四日に山川港から出発し、最初

に着いたところは永良部であった。永良部を鎮圧したあと、奄美大島へ出発するつもりだったが、悪天気で出航できなくなった。三月六日の朝に出航し、七日申の刻に奄美大島に到着した。樺山大軍が笠利の津代港、伊集院久元と肝属兼篤らの大軍が深江ヶ浦、副将の平田らの大軍が西縣に船をつけた。各大軍は着船地を拠点として、村々への鎮撫が始まった。当時笠利にいる軍隊は多くの住民が集結している情報が入ったため、諸軍は同地で住民を制圧した。これに対して、「南聘紀考」⁶²は「島民遁逃して山林に縮匿す。前此、琉球那覇人を遣わし、諸縣を臨治せしむ。之れを那覇大役と謂う役屋子に作る。是に至り大役咸畏れて降る」⁶³とし、島の住民は山の中に逃げ、琉球国から派遣されていた那覇の大役は島津軍の威勢におそれ、すべて投降した。

伊集院久元らは九日、十日、十一日の三日間深江ヶ浦にとどまっていた。十二日に深江ヶ浦を離れ、屋喜内間切のやまとばまに到着した。やまとばまにも三日間に逗留していた。やまとばまの鎮圧を終えたあと、島津軍は十六日に西のこみに出発した。島津軍が南に行く間に久元らは鹿児島に戦争の状況を報告した。西のこみに入った後、軍隊は二つに別れ、十三艘の船団で一隊を編成してやまとばまから八里ばかり離れた徳之島の鎮撫へ向かうこととなった。⁶⁴

「琉球渡海日々記」⁶⁵によれば、「十七日に出船が試しられたが、折悪しく順風がなく、戻らざるをえなかった。この日、樺山配下の船数十艘が『こみ』に到着した。十八日・十九日も逗留。十九日は終日雨が降り、窮屈と寂しき舳で日を送った。二十日の卯時に『西のこみ』を出舟にてとくの嶋の『秋とく』という湊に申の刻ばかり着いた。(中略)二十一日に出船、一〇里ほど乗りだしたが、風が凩いだためとって返し、亀津に船を着けた」⁶⁶となっている。

これによると、薩摩軍は十七日に徳之島に出発しようとしたが、風を吹かないので出航できなかった。徳之島の秋徳港に入ったのは三日後の二十日であった。そして二十一日に出航したが、風が得られなかったから亀津港に船を寄せたことになった。「琉球渡海日々記」の中に、島民は大きな抵抗がなかった。ところが「琉球入ノ記」⁶⁷が次のように記していた。

夫より徳之嶋足徳湊へ船乗り入れ成られ候処、掟兄弟三尋計の棒を掲げ進み出、大和の人々を見て、刀や鑓・長刀の分にて、此の棒にて千や式千や壺打ニ打ち殺すべし、家毎ニ粥をたきらゝかし、大和人に膝を焼せんため坂や道に流し置き、水さしにて栗粥さし付けよ、相残る百姓共棒をとからかし、或は竹の先、包丁や山刀をくひり付、打殺せと下知をなし打廻しに、

⁶²伊地知季安『沖縄研究資料南聘紀考』鹿児島市（1970）。

⁶³上原兼善『島津氏の琉球侵略—もう一つの慶長の役—』榕樹書林（2009、P139）より引用。

⁶⁴上原兼善『島津氏の琉球侵略—もう一つの慶長の役—』榕樹書林（2009、P142）より引用。

⁶⁵鹿児島県歴史資料センター黎明館『鹿児島県史料。旧記雑録後編』鹿児島市（1985）。

⁶⁶上原兼善『島津氏の琉球侵略—もう一つの慶長の役—』榕樹書林（2009、P142）より引用。

⁶⁷鹿児島県歴史資料センター黎明館『鹿児島県史料。旧記雑録後編』鹿児島市（1985）。

庄内衆六、七人打臥、其外の人々も海に追い入れ手痛働候ニ付、防ぎ兼ね候処、庄内士丹後守進出、兄が胸元を鉄砲ニて打ち通し候処、高らかに目にもかゝらん棒の先より火が出て、打倒し候そ、皆逃げよと家に走入り終ニ死申候、兄ハ七尺式寸にして強力ものにて、弟事ハ濱の手にて打捕候、大和の人々勢をなし切まくり候に付、百姓共委（ママ）く切払い、頓て御手に付き、七嶋頭立の内吉兵衛・彦九郎・天左衛門・助四郎・仙太夫仮名、小松兄弟五人之内吉兵衛事戦死仕候、⁶⁸

以上の内容から見ると、徳之島の島民は大きな抵抗があった。使えるものは全部武器として利用された。死傷の人数は「南聘紀考」が以下のように記載している。

他十三艘徳島に進向す、十七日皆徳島に抵る、島賊拒戦す、我兵銃を發して急撃す、三百余人を斬獲す、殘兇銃を聞きて未だ何の器なるを知らず、咸懦走して曰く、木頭火を發し、聲に応じて斃に至る。⁶⁹

以上の内容から見ると、徳之島の島人は厳しく拒むことが分かった。死傷の人数は少なくなかった。琉球の高位官員三司管内謝納の婿も捕らえられた。「渡海日々記」には島人の反抗ことや高位官員が捕まられたことを以下のように記述している。

廿二日に深山大勢にて御かり候、子細ハ亀津の役人山ニかくれ居候、御狩出し成られ候ためニ而候処ニ、役人をかり出、殊ニ琉球人番衆主取は余儀無き人をからとめられ候、彼人は三司官の内謝名のむこニ而候、さばち巻の位成人を御取候事⁷⁰

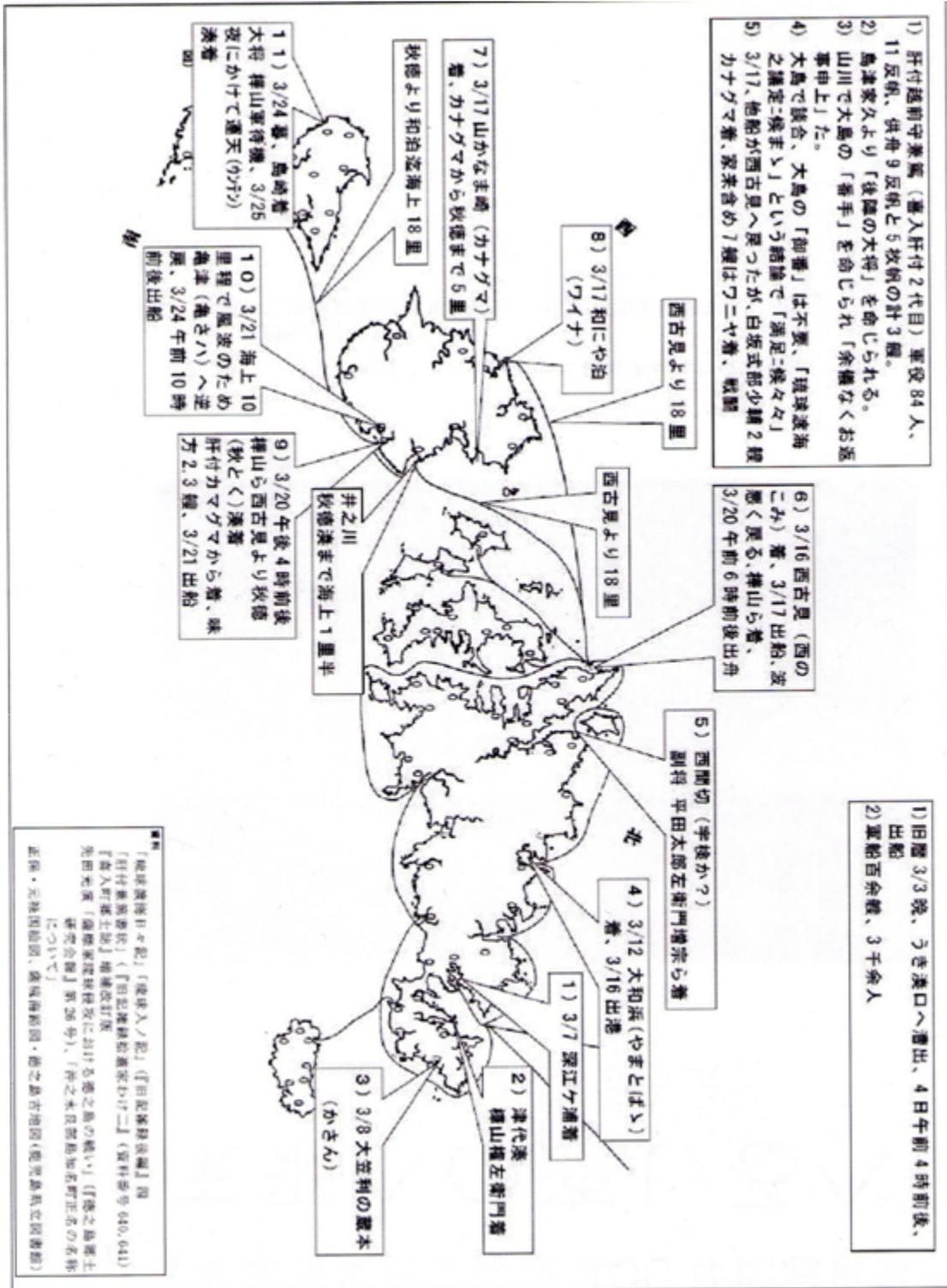
徳之島が鎮撫を終えたのち、二十一日に樺山軍の十艘軍船は沖永良部島にいたっていた。沖永良部島の島民は薩摩軍と戦わず、直接投降した。薩摩軍にとってあまり抵抗力がなかった琉球は簡単に今帰仁城を取った。四月三日に首里城を攻撃し、国王と三司官ら百名余りが捕まられた。四月五日に薩摩軍は首里城を接收した。同日に捕まられた尚寧王と三司官は全部薩摩軍と一緒に日本へ行った。

薩摩の出兵路線図は以下のものである

⁶⁸上原兼善『島津氏の琉球侵略—もう一つの慶長の役—』榕樹書林（2009、P143）より引用。

⁶⁹上原兼善『島津氏の琉球侵略—もう一つの慶長の役—』榕樹書林（2009、P142）より引用。

⁷⁰上原兼善『島津氏の琉球侵略—もう一つの慶長の役—』榕樹書林（2009、P145）より引用。



(薩摩藩奄美琉球侵攻400年記念事業実行委員会「未来への道しるべ 講演・シンポジウム」 <http://www.amami-ic.com/satuma400.swf>による)

路線図2。



(関西奄美会 <http://kansai-amamikai.sakura.ne.jp/pr/400.html> (2009/03/16) による)

第三節 中国と琉球の関係変化

三山国王時代から出兵される前まで中国との関係は非常に良いと言える。貢期はあまり大きな変化がなかった。薩摩に出兵されたあと、尚寧王は薩摩・江戸に向かうために琉球を離れた際に福建の布政使司に咨を送り、薩摩に出兵されたので貢期の遅延を伝えている。『明神宗実録』卷四七三、万曆三十八(1610・慶長十五)年秋七月辛酉条に琉球国王が明朝に咨を送った内容がある。内容は以下のようなものである。

琉球国中山王尚寧咨遣陪臣王舅毛鳳儀、長史金尙魁等急報倭倣致緩貢期。福建巡撫陳子貞以聞。下所司議奏、許統修貢職、賞照陳奏事例減半、仍賜等金織彩緞各有差⁷¹。

琉球国王の咨に対して神宗(万曆帝)は一六一〇年十二月十六日に次のような勅諭を発している。

念うに爾、此の喪乱の秋に当たり、猶お貢を緩むるの懼れを切にするがごときは、深く朕の懐いを惻ましむ。茲に特に勅を降ろして撫慰す(略)修貢すること常の如くし、⁷²

⁷¹梅木哲人「薩摩藩侵入直後の琉球・中国関係」琉球中国関係国際学術会議(2001、P361)より引用。

⁷²梅木哲人「薩摩藩侵入直後の琉球・中国関係」琉球中国関係国際学術会議(2001、P361)より引用。

明朝は琉球の朝貢を遅延することを許したが、賞賜の物は半減した。貢期を遅延することが順調になったと思われるが、翌年萬曆四十年（1612）年に明朝の態度が突然大きな変化があった。『歴代宝案』の中に明朝が貢期を替えることを記入していた。萬曆四十一年（1613）年五月に福建布政使司から琉球国へ、以下のような内容の勅諭が示されたのである。

爾の国、新たに残破を経、財匱き人乏し、何ぞ必ずしも間関として遠来せんや、還りて当に厚く自ら繕聚すべし、十年の後、物力稍く完うするを俟ちて、然る後復た貢職を修るも未だ晩しと為さざるなり、⁷³

出兵されたばかり琉球の国力はまだ弱いから復元の時間が必要だと思うので貢期を元の二年一貢から十年一貢になった事を決めた。物力と国力が全部回復した後、また朝貢する。以上の内容は一国の君として朝貢国が侵略されたことをいたわるために、朝貢の間隔を延長したが、『明神宗実録』卷四九六、萬曆四十年（1612）六月庚午条に以下の内容を述べている。

浙江總兵官楊崇業奏偵報倭情言、探得日本以三千人入琉球、執中山王、遷其宗器、三十七、八兩年叠遣貢使實懷窺窃⁷⁴

また『明神宗実録』卷四九七、萬曆四十年（1612）秋七月己亥条に以下のように述べている。

福建巡撫丁繼嗣奏、琉球国夷使柏寿・陳華等執本国咨文、言王已帰国、特遣修貢。臣等窃見琉球列在藩属固已有年、但爾来奄奄不振、被係日本、即令縦帰、其不足為国明矣。況在人股掌之上、寧保無陰陽其間。⁷⁵

以上の内容から中国は琉球がまもなく独立した国ではなく、薩摩に統治されていることが分かる。薩摩に統治されたがまた明朝に進貢を続けたいことは少し意味不明なので、明朝は国家安全のために朝貢の間隔を延長することにした。また福建巡撫は朝貢船の異様があることが見つかったから、皇帝に疎を出した。

『琉球国中山王條疎』の全文は以下のように述べている。

福建巡撫丁 一本、為屬國情形頓異、疆臣條疏非虚、懇乞

⁷³梅木哲人「薩摩藩侵入直後の琉球・中国関係」琉球中国関係国際学術会議（2001、P362）より引用。

⁷⁴曾煥棋「明清に朝貢する琉球国に対する薩摩藩の姿勢と態度」交流協会（2005、P6）より引用。

⁷⁵曾煥棋「明清に朝貢する琉球国に対する薩摩藩の姿勢と態度」交流協会（2005）。

聖明、撫照部議、早渙

綸音、以便遵奉事、臣、近閱邸報、禮部覆題、為急報歸國事、該臣具題、琉球國中山王尚寧、先年為倭所虜、近時復縱歸國、藉其土地、受其頤指、先差夷官栢壽等、來報、又遣法司馬良弼等、越例進貢夾以倭物、雜有倭人、大都為倭嚆矢、偵我虛實、業經司道覆勘僉議、貢獻宜却、以絕禍萌、仍候

禮部參酌覆

請施行等因、奉

聖旨、這事情、關係邊海利害、着禮部便看了來說、欽此、又該巡按福建監察史陸、題同前事、奉

聖旨、禮部看了來說、欽此欽遵、通抄到部、送主客清吏司案呈到部、看得琉球、向為屬國、二百餘年、一旦被倭虜其主、藉其土地人民、則今日之琉球、非昔日之琉球矣據云、歸國而來

貢、實非貢、其安知非倭之計、而覘我虛實耶、又安知非興販勾引者、為之嚮道耶、不然何百餘人之中、又有蓄髮之倭、而方物多出倭產也、即其持刃相向、不服盤驗、情形畢露、如撫按所議、灼見釁端、而欲為之杜者、詎可誦絕之非計哉、願中國之服夷狄也、在自為謀、而不在夷狄之貢與不

貢也、夷狄之畏

中國也、在先有備、而不在貢之絕與不絕也、況彼名為進

貢、而我遽爾阻回、則彼得以為辭、恐非柔遠之體、而臣愚、以為宜宣一勅諭到彼、若曰、你國新經殘破、賤匱人乏、何必間關遠來、還當厚自繕聚、俟十年之後、物力稍充、然後伏脩

貢職、未為晚也、見今貢物、着巡撫衙門、查係倭產者、悉携歸國、係出若國者、姑准收解、以見爾恭順之意、

其來

貢之人、照舊給賞、即便回國、不必入

朝、以省跋·勞苦、夫然、則既足以示我

中國之恩信、又不墮彼外移之術中、謂不絕之絕、乃深于絕者也、等語、具抄在報、臣與按臣、附心時事、而又有感于時事之難調、竊嘆、服該部之議、琉球也、既不容其假託、又不絕其後來、所謂示

國家柔遠之體與夫固疆場未然之防者既無踰此矣覆

請以來幾及三月迄今未蒙渙汗夫

聖○淵微、

廟謨寵遠、端必有

酌量處分者在、豈臣區區淺識、所能窺其萬一、但時月已久、不但人情皇感、抑若供億浩繁、夷使之進退兩難方物之留卻無據、將欲遣之去乎而渠已奉文而來安肯自行歸國、將欲遣之

貢乎、而臣等已具疏俟命、安敢赴令入

朝、此臣等所以蒿目而思、掣肘而莫知識從也、夫臣等封疆之臣也、見不利于疆場者、祛之如鷹鷂之逐鳥雀、故觀情形之可疑慮、邊鄙之啓釁、則拒絕為恐不竣、封守惟恐不嚴、況其蹤跡已彰、微霰既集、為能默默而處、于此設不逆其詐而止、據其跡、則中山既歸而來報、而來

貢、似無失禮也、其降倭以窺我、借貢以嘗我、似不必過計也、但中山為入倭之先、貢期若不待年、一面阻回不受、況今日于倭、業已束手歸命、認賦身・則國之不體

貢于何有、而且貢之非期也、貢之與人物、非盡琉球也、陽托

貢獻恭順之名、陰扶狡夷互市之計、事雖未形、識此以深虞其村機之隱伏矣、出日、若火之燎于不可嚮、邇其猶可撲滅者、惟在今日臣與諸司、再三商酌、方敢據實

上聞、詎敢孟浪、而設為此不必然之慮、若夫此中正命郭國安、胎出家下、言在子丑歲、歸拜堂、前其山內故設三事、語多狂悖、其所云三事、是明挾互市之說也、此二項俱附琉球之貢使携至、曾有偵事者、先其傳報、而臣以為此通勾者、所為因懸示力、禁之勿許投故止、今出與檄藁見在也、倘一墮其計、當為封進、效彼張皇者之為不幾、自褻

天朝之體、而反為四夷所竊笑哉、臣等不敢信、又不敢盡信、每切犯人之憂、不勝思思過計、前日陳請、大非得已、如有二百餘年屬國、一但不容逃棄、或憫其歸國、布以文、告拊而循之、厚而恤之、暫與體息、策以自強之道、或因其來報、念其忠款優而容之、禮而遣之、却回異物、暢以無外之仁、愆之皆朝廷浩蕩之施也、惟是夷眾羈留日月、以異未奉明旨、誰敢擅自去番、用是不避煩瀆、謹會同循按福建監察御史陸、再為疏請、伏乞

皇上俯照部議、早渙

論旨、俾該部有所稟成、臣等奉以從事、庶屬夷之進止一決、而海邦之藩籬愈固矣、臣等無任激切、翹首待命之至、除琉球携來出與檄二稿、另抄送禮部兵科外、奉

聖旨⁷⁶

以上の内容は三つの部分に分けている。一つは福建巡撫丁の疎であり、他は福建巡按御使陸の疎と皇帝の勅諭である。福建巡撫丁の疎文は琉球からの使者である馬良弼らが非常に危険で警戒すべきだと述べている。馬良弼らの朝貢は朝貢期と違えている。それに朝貢品のなかに倭物があり、使節のなかにも倭人が混じっている。貢物献上のための人数は元の三十名程度だったが、今回の人

⁷⁶梅木哲人「薩摩藩侵入直後の琉球・中国関係」琉球中国関係国際学術会議(2001、P368～371)より引用。

数は百名を超えた。今回の貢物は琉球の名物でなければ、全部持ち帰ることにした。貢物を全部下ろしたあと、直接帰国することになった。使節の辛労をいたわるために上京することを免除することになった。

尚寧王は貢期の間隔が長くすることを知った後、非常に意外であった。慶長十九年（1614）に尚寧王が使者を遣わし、礼部に咨を出していた。咨の内容は以下のように述べている。

夫れ蠢なる彼の狡倭は、昔朝鮮を破り、今琉球を残う、□□（ママ）天朝無きが若きなり、況や該国の遭躡の日の若きをや、我が天朝、朝鮮を急するの故事を以てしてこれを急し、倭をして一舎を退きて我を避けしめず、其の俘せらるるに任せ、其の帰するを聴すは、殊に威徳を褻すこと有るが若きのみ（略）もしに日本の狡を絶つを以て概て琉球の順を絶たんと欲すれば、則ち何を以て属国の心を繋ぎて皇霊を暢べんや（略）前差の馬良弼・鄭俊の、前来し謝恩するに拠るに、何を作せるやは知らざるも、使命をてん辱し、闕に叩するを獲ず（略）専ら大臣を遣わすは、本より躬らに代わりて敬を將めんと欲するに、なんぞ反つて命を辱めて尤を招けるや（略）、
77

明国は琉球国王尚寧の要求を直接受けなかった。明朝の態度はなかなか強い。尚寧の任期内で貢期を替えるのは順調ではなかった。尚豊は尚寧の跡を継ぎ、ついに元和八年（1622）に五年一貢に変わった。二年一貢旧制に回復することが認められたのは尚豊王の冊封と同時の寛永十年（1633）のことであった。年貢の間隔を替える内容は『明史』卷三二三、列伝二一一の中に記述している。

礼官言、旧制琉球二年一貢、後為倭寇所破、改期十年。今其国休養未久、暫擬五年一貢、俟新王冊封更議。従之。五年遣使入貢請封。六年再貢。……崇禎二年貢使又至請封……乃令戸科給事中杜三策、行人楊掄往、成礼而還。四年秋、遣使賀東宮冊立。自是迄崇禎末、並修貢如儀。後兩京繼没、唐王立於福建、猶遣使奉貢。其虔事天朝、為外藩最云。⁷⁸

年貢の貢期は五年一貢に変わったが、琉球はこの規定を守らず、天啓五年と六年、崇禎二年と四年にも朝貢していた。琉球は明朝時代が終わるまで明朝に朝貢する事を続けていた。

掟十五か条

⁷⁷梅木哲人「薩摩藩侵入直後の琉球・中国関係」琉球中国関係国際学術会議（2001、P364～365）より引用。

⁷⁸曾煥棋「明清に朝貢する琉球国に対する薩摩藩の姿勢と態度」交流協会（2005）。

第四章 日本の対応、中国と琉球の宗藩関係

第一節 薩摩藩の対応

4-1-1 検地

薩摩藩が琉球を侵略した後、琉球の自主権が無くなったと言える。投降した中山王は薩摩によって日本に連行された。中山王が日本にいる間に、薩摩藩が人を琉球に派遣し、琉球本島の土地を丈量した。派遣された人等は慶長十五年(1610)の三月に丈量を終えて凡そ七冊の検地帳を作成し、薩摩藩に提出した。慶長十五年(1610)に島津家久は島津紹益を命じて宮古、八重山などの諸島に行き、諸離島の検地を断行させた。鹿島国貞、伊地知重房など十四人を竿奉行として、掟の条令二通を授けた。

検地の方針について家久は慶長十六年の五月十日に家老の伊勢貞昌に以下のように命じた。

- 一、我等領分先年 太閤様御時御検地被仰付竿相通候間、内検申付候事、付知行高之事、
- 一、琉球之事、⁷⁹

以上の内容から検地の方針が分かってくる。

島津紹益らは百六十人を率いて同年の十月に鹿児島を發し、同年の十二月二十一日に那覇に着いた。着いた後、互いに丈量のところを配分し、丈量を終え、慶長十六年(1611)八月八日に鹿児島に帰還した。二日後の八月十日に、作成した検地帳を藩に提出し、琉球及び諸島の総計を八万九千八十六石とした。当時の丈量制度は薩摩藩の旧例を模倣した。その量地は京制により六尺五寸四方を一步となし、三十歩を一畝とし、初一石五升を高一石とした。⁸⁰

この検地を基礎とした薩摩では、三原重種・伊勢貞昌・町田久幸・比志島国貞・樺山久高等家老衆の連署をもって、同慶長十六年(1611)九月十日付で琉球国三史官に示達し、以後沖縄諸島より「毎年可被相納物数之目録」として、年貢米約九千石のほか、芭蕉布三千反・琉球上布六千端・同下布一万端・唐苧千三百斤・綿三貫目・棕梠綱百方・黒綱百方・蕙三千八百枚・牛の皮二百枚、以上の上木物九種の上納を示達した。⁸¹

琉球国の知行高は『旧琉球藩評定所書類』の中に以下のように述べられている。

⁷⁹紙屋敦之『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房(1990、P155)より引用。

⁸⁰喜舎場一隆『近世薩琉関係史の研究』国書刊行会(1993、P283)より引用。

⁸¹喜舎場一隆『近世薩琉関係史の研究』国書刊行会(1993、P283)より引用。

悪鬼納并諸島高八万九千八拾六斛ノ内、五万斛者王位之御蔵入ニ可被相定候。残分者諸侍ニ可被配分候。支配之余分候者王位之御蔵入ニ可被召置候、仍状如件、⁸²

以上の内容から見ると、琉球国王の領有できる知行高は八万九千八十六石と規定され、内の五万石は国王の蔵入、残り分は諸士衆に配分し、配分した後未だ残り分があれば王の蔵入に召し替えてもよいことであった。

知行高を規定した後、慶長十八年（1613）秋十五日付で島津家久は琉球国王に法度を定めた。『旧琉球藩評定所書類』で以下のように記載している。

- 一、其国之儀、諸式日本ニ不相替様、可被成法度事、
- 一、王位為蔵入、知行過分ニ相定進候間、向後不弁ニ無之様、被仰付肝要候事、
- 一、百姓連々困窮候由、其聞得候間、不謂儀ニ百姓不致辛勞様、可被仰付事、
- 一、竹木不切盡やうに、可被仰付事、⁸³

以上の内容から見ると、薩摩藩は琉球に領国支配の根本を指示したことがわかる。

慶長十五年（1610）と十六年（1611）の竿の折、薩摩では喜界島の南の道の島五島（喜界・大島・徳之島・沖永良部島・与論島）をわざわざさいて藩直轄とし沖縄本島以南琉球王国領として王国を存置したことは、以後の琉明交通に対する意欲を物語るものであった。⁸⁴道の島五島は薩摩の領地になったが、幕府に対して政策上、名義は琉球王国領となっていた。そのため藩政期の最後まで幕藩に披露した琉球国の国高は道の島高も含めた。

琉球国は現物の調達が困難であったゆえ、琉球国王は薩摩藩に訴え出るようになった。慶長十八年（1613）六月に家老衆連署して琉球国三司官に掟書を伝えた。

- 一、上納物、以代銀可被納之由候、左候て、銀子参拾貳貫目ニ相定候間、其年之算用可被相究候事、
- 一、王位蔵入之算用、御沙汰ニ而可被進事、
- 一、百姓共、余不痛様、可被入念之事、⁸⁵

薩摩藩では、芭蕉布などの特殊な藩用品を除き、他の貢納は算用をもって代

⁸²喜舎場一隆『近世薩琉関係史の研究』国書刊行会（1993、P284）より引用。

⁸³喜舎場一隆『近世薩琉関係史の研究』国書刊行会（1993、P284）より引用。

⁸⁴喜舎場一隆『近世薩琉関係史の研究』国書刊行会（1993）。

⁸⁵喜舎場一隆『近世薩琉関係史の研究』国書刊行会（1993、P286）より引用。

納することを許可した。すべては銀三十二貫として銀納せしめた。

元和三年（1617）からは高一石に付出銀八分として米納を許すことにした。ただし上布・焼酎・練芭蕉・船綱・油などの現物納品は、従来通り値成を定めて出銀高に算入し、運賃は王府の負担とした⁸⁶。

慶長の検地の後、薩摩では琉球国王領のうち宮古島の高に誤算があったとの理由で、慶長の知行目録をひとまず返還せしめ、寛永五年（1628）五月、新納・本田・町田等より宮古島の不足高六千四十石九斗二升四合二勺を除き減じた上、八万三千八十四石余とする旨を琉球国に示達してきた。これにより従来の出銀高も修正せられたが、その翌寛永六年（1629）九月二十一日付で、城主家久在判の知行目録を改めて琉球国王尚豊に下し、総高八万三千八十五石余とした。⁸⁷

しかし、その後寛永十二年（1672）に、薩摩では御朱印高の不足で検文を行わず、八月十日、鎌田等家老衆を通じて三司官に七石三斗六升五合一才を盛増することを伝えた。即ち上木高千六百七十九石と高六千十九石余を増加し、総高で九万八千八百三十三石になった。

上木高は芭蕉敷・唐芋敷・宝蘭敷・桑・棕櫚・漆・塩屋等を改めて高に算入するものであるが、以上七種については、寛永十二年（1672）以後本高同様規定され、藩に貢納した⁸⁸。その後、享保七年（1722）に耕地が増加したことなどを理由とし、増高は九万四千二百三十石となった。寛永十二年の増高を半額増加した。

石高の変化を表にまとめると以下の通りである

年	石
一六一一年（慶長十六）	89086石
一六二九年（寛永 六）	83085石（慶長高の中、宮古島の分に誤算があったのでそれを控除）
一六三五年（寛永十二）	90883石（朱印高不足に対する盛増分と上木高分による増物）
一七二七年（享保十二）	94230石（居検地により寛永十二年増高の半額増加）

（宮城栄昌『琉球の歴史』吉川弘文（1977）による）

寛永十一年（1634）七月十六日、家光は下記の領知判物を島津家久にあたえた。

薩摩・大隅両国并びに日向国諸県郡都合六拾万五千石余目録在別紙、此外琉球国拾貳万三七百石事、全く領知有るべきの状件の如し、

⁸⁶宮城栄昌『琉球の歴史』吉川弘文（1977）。

⁸⁷喜舎場一隆『近世薩琉関係史の研究』国書刊行会（1993）。

⁸⁸喜舎場一隆『近世薩琉関係史の研究』国書刊行会（1993、P293）より引用。

寛永十一年八月四日

家光（花押）

（島津家久）

薩摩中納言殿 89

以上の内容から見ると、薩摩と琉球の高は分別で精算した。琉球国は薩摩の領地になったが、対外的に琉球国はまだ自主性を持っている国家として存在しているようである。

4-1-2 仮屋の設立

薩摩は琉球に統治機構を設けた。薩摩の琉球統治は二つの仮屋にて構成されていた。一つは琉球の那覇に薩摩仮屋を設立し、一つは薩摩の鹿児島に琉球仮屋を設立した。

琉球に侵入した直後に、戦役の処理と琉球の鎮守を目的として、本田伊賀守親政・浦地休右衛門尉等の武将を当地に残留させたときに端と発し、これが在番奉行の起源となった⁹⁰。ただしこの在番奉行は、奉行名や官職としての名称や任期が定まっていなかった。寛永九年（1632）島津家久が琉球を通じて唐物を輸入させ、その監督のため川上忠通と菱刈重栄を派遣して下国させたが、翌年菱刈重栄が帰国し、川上忠通は横目附衆、与力、筆者等とともに琉球に滞留した。それ以後、常駐の官職としての琉球在番奉行の名と三年の任期が定められたのであった。在番奉行の職務中、最も重要なのは内政監視と進貢貿易であった。崇禎年間（1628～1644）大和横目が置かれて、大和横目は琉装して沖縄人や駐在員を監督した。後には那覇人が任命された⁹¹。

一方、鹿児島における琉球仮屋は、貢物そのほか外務上の一切の諸用を弁ずるために設けられた。その前身はそもそも慶長十七年（1612）三月、尚寧王の遣使として円覚寺の翁とともに上薩した尚寧の従弟勝連按司が留質せられたのを鹿児島在番の起源であった⁹²。三年間の間鹿児島に留質せられていた勝連按司は慶長十九年（1614）に国上按司にかわって帰国を許された。在番役は寛永七年（1603）年頭使⁹³国頭親方朝致の三年詰の在勤をしたことが前例となり、以後の在番奉行の在任年限が定まった。『中山世譜』は年頭使の事は以下のように述べられている。

為年頭兼三年詰事、遣法司章氏宜野湾親方正成到甲申冬回国、三司官一

⁸⁹紙屋敦之『琉球と日本・中国』山川出版社（2003 P17）より引用。

⁹⁰喜舎場一隆『近世薩琉関係史の研究』国書刊行会（1993）。

⁹¹宮城栄昌『琉球の歴史』吉川弘文（1977）。

⁹²喜舎場一隆『近世薩琉関係史の研究』国書刊行会（1993）。

⁹³年頭使とは琉球国王が薩摩藩主のもとに遣わした年頭の使者である。慶長十八年（1613）に始まり、元和八年（1622）以降定例化し、明治九年（1876）まで続いた。明治六年（1873）から東京に派遣した。

員、留在薩州三年、自此而始、⁹⁴

以上の内容から年頭使とその在任年限が確認できる。その後、在番奉行は在番親方で呼ばれるようになった。在番親方の仕事は那覇の仮屋にいる在番奉行と同じである。藩主と国王を対表し、内部の管理と外交の職務を担当したのである。年頭使は一八七六年まで続いていた。

元の琉球仮屋は天明四年（1784）辰三月に琉球館と改称せられた。

一、琉球仮屋之事 琉球館

但、是迄仮屋内杯と申来候儀ハ、館内と可相唱候。

一、琉球仮屋守之事 琉球館聞役

右之通、唱並役名被相替候旨、被仰出候段申来候。此旨、可致通達候。

天明四年辰三月

大進⁹⁵

以上の内容から見ると、琉球仮屋は琉球館と改称せられ、通称の仮屋内は館内となり、仮屋守も琉球館聞役となったことが確認できた。

元文二年(1737)四月には、藩領内の垂水・加治水・花岡・庄内等の四ヶ所の仮屋及び仮屋守の名称はすでに改称せられていた。その内容は以下のようなっている。

- 一、垂水仮屋・加治木仮屋・花岡仮屋・庄内仮屋と唱来、家来之内、仮屋守と唱候役名有之候、下屋敷杯之家作致置候を、仮屋とハ唱候、右四ヶ所は、何某屋敷と、可唱事候、仮屋守之役名、此節留守居と可改旨、申渡有之候間、向後仮屋守、又は仮屋と唱間敷候、右之段、御目付を以、御役人限ニ相達、寄々申通候様可致候、以上

元文二巳四月

主計⁹⁶

以上の内容から、仮屋は何某屋敷を改められ、仮屋守は留守居を改められたことが分かる。

寛永元年（1624）八月二十日、琉球に対して政治と風俗両面のことに關する「定」を制定した。内容は次の通りである。

定

- 一、三司官その外諸役職の扶持方、自今以後は御分別次第たるべきのこと、

⁹⁴喜舎場一隆『近世薩琉關係史の研究』国書刊行会（1993、P226）より引用。

⁹⁵喜舎場一隆『近世薩琉關係史の研究』国書刊行会（1993、P229）より引用。

⁹⁶喜舎場一隆『近世薩琉關係史の研究』国書刊行会（1993、P230）より引用。

それから島津氏は寛永元年（1624）、琉球人に対し「日本名を付日本仕度仕候者、かたく可為停止事」と日本の風俗を禁止した。寛永元年（1624）八月にも同家老衆から「苗字衣服、不許倣日本、不許納他国人」と命令を琉球に下して固く禁じていた。だが道之島は琉球とはいえ島津氏の蔵入地だったため、風俗の混乱が生じていた。次の史料は、道之島人が薩摩人や七島人と紛らわしい名前を付け、髪形にすることを禁じ、道之島人相応に振舞うよう命じたものである。

一、道之島人之儀は、島人相応之姿ニて、名も付来候通ニ可有之候処、何十郎・何兵衛などと、名付候ものも有之由、不可然候、惣て此地方・七島人之名ニ不紛様ニ、道之島相応之名を付可申候、紛敷名付候て罷在もの共、急度相改之、早速名替可被申付候事、

一、道之島人事、此地方・七島人のごとく、月代、並成人已後剃髪仕儀、可為停止事、

一、右島人、或医道其外稽古、或病気養生ニて、此外ニも、御当地へ差越候儀免許之面々、御当人之姿、曾て仕間敷事、右之通、堅固ニ相守候様ニ、島人へ可被申渡候、若違背之族於有之は、無用捨可被遂披露旨、御差図ニて候、已上、

卯九月廿八日

中原為兵衛

喜界島代官¹⁰¹

七島人は薩摩の近くの領地で、道之島も当時薩摩の領地である。そのために、道之島は七島人とよく往来し、七島人の文化が道之島の文化と混じる可能性が非常に高かったと言える。以上の内容から元々七島人と道之島の服装と髪型がすごし違うが、薩摩に統治された後、段々日本文化に同化したと考えられる。

日琉関係の隠蔽政策は享保四年（1719）確立した。そして首里王府は享保十年（1725）に編集した正史・蔡温本『中山世譜』の尚寧王の項に以下のように述べている。

我国、土瘠産少、国用不足、故与朝鮮・日本・暹羅・瓜哇等国、嘗行通交之礼、互相往来、以備国用、万曆年間、王受兵警、出在薩州、時王言、吾事中朝、義当有終、日本深嘉其志、卒被縦回、自爾而後、朝鮮・日本・暹羅・瓜哇等国、互不相通、本国孤立、国用復欠、幸有日本属島、度佳喇商民、至国貿易、往来不絶、本国亦得頼度佳喇、以備国用、而国復安然、故国人、称度佳喇曰宝島、¹⁰²

¹⁰¹紙屋敦之『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房（1990、P233）より引用。

¹⁰²紙屋敦之『琉球と日本・中国』山川出版社（2003、P234）より引用。

以上の内容から見ると、琉球は農産物の産量がよくなく、国内に供給する量も足りないので、朝鮮・日本・暹羅と瓜哇等国と貿易して国用を備えたことが分かる。万暦年間に琉球は薩摩に侵入された。その時、琉球国王は薩摩にわれわれは代々中国に朝貢しているから、中国との友好関係は突然切るのができないと言った。その後琉球国はほかの国と往来しなくなった。この内容から琉球国はただ侵入されたことを少しだけ説明したが、薩摩に統治されたことは記録していなかった。この点から見ると、琉球側も薩摩と一緒に薩摩が琉球に統治したことを隠蔽していたことが分かる。

しかし、完全に隠蔽するのではなく、中の宝島は薩摩の別称であり、薩藩の統治が終わるまでこの別称を使っていた。

「唐人乗船、朝鮮船漂着仕候時之公事」書の一節の中に以下のように述べている。

- 一、大和船繫居港近江漂着候ハ、早速見隠成所江引廻可申事、
- 一、番所江も所之役人以下百姓見合、勤番可申付事、
- 一、大和年号、又者大和人名書等、漂着人江見せ申間敷事、
- 一、漂着場近より、大和歌不仕様、堅可申付事、
- 一、琉斗升並京銭、漂着人江見せ申間敷事、
- 一、御当地通用之分、相尋候ハ、鳩目分取遣仕候段、可申答事、
- 一、漂着人滞船中、見渡之所ニ御高札掛間敷候事、¹⁰³

以上の内容から見ると、漂流船が琉球の港に漂流したら、早速港にある大和の船を隠すべき、大和年号と人名などは漂着人に見せるのはいけない。漂流場に近くでは大和の歌を歌うのもいけない。漂着船が琉球に来ることまで考えたのは理由があるのである。昔から琉球と薩摩に漂着船が多かったし、琉球の船も中国まで漂着したことがたくさんあった。もし中国の船が琉球に漂着したら、文化隠蔽のことは中国に知られるかもしれない。そのために、その部分は注意すべきである。

それに宝暦六年（1756）五月二六日付で布達された十三ヶ条からなる「冠船渡来に付締方書渡候覚」でも次のように述べている。

- 一、当地之儀、かこしま御手内罷成候段、たう人へ噺申間敷候。
附、御奉行城間江被成御座候様子、総而にほんに掛候取沙汰、右同断之事、
- 一、冠船御滞在中、首里・那覇近辺之間切、御高札掛候儀、禁止之事、
- 一、大和年号・にほん衆の氏名、大和書物・器等に至るまで、たう人可見咎物、深く可取隠置事、

¹⁰³喜舎場一隆『近世薩琉関係史の研究』国書刊行会（1993、P64～65）より引用。

- 一、御用向不携面々、たう人宿旅に出入禁止之事、
- 一、大和・琉球土産、少事之物にても、唐人江売間敷事、¹⁰⁴

天保七年（1836）尚育王冊封の前年に薩摩は下のように命令した。

- 一、冠船滞在中、道の島船、那覇着船いたし候はば、やまと年号、やまと衆の氏名、やまと書物、其外すべて唐人見候て差障り候品は、仮里主、御物城、大和横目、見しらべ、取りかくさせ可申候、
- 一、やまと歌、やまと言葉仕るまじく候、若し唐人共やまと言葉にて、何か申しきけ候はば、通ぜざるてい可仕候、
- 一、やまとめき候風俗これなきよう可相嗜、¹⁰⁵

以上の内容から見ると、冊封使が琉球に来たら、日本に関するものをすべて隠すべきである。日本の歌と言葉もすべて禁止されたことが確認できる。

薩摩が命じた内容は大体同じだが、この点から見ると琉球はすでに日本の文化を吸収して、琉球の文化と混じたことが分かってきた。薩摩が徹底的に琉球を統治したから、その影響が大きかった。そのために、大和の言葉や歌や書類が琉球に流通するようになった。

4-1-4 貿易統制

薩摩が琉球に出兵する一番大きな理由は琉球の貿易を独占する点にある。出兵した後、連年琉球に貿易に関することを命じた。琉球国王尚寧はまだ鹿児島に滞留している間に、薩摩は琉球に十五条の掟を發布した。

- 一、薩摩御下知之外、唐え詭物可被停止事、
- 一、従薩州御判形無之商人不可有許容事、
- 一、琉球人買取日本人え渡間敷事、
- 一、押売押買可為停止之事、
- 一、従琉球他国え商船一切被遣間敷之事、¹⁰⁶

以上の内容から見ると、貿易の相手国は中国しか限られなかった。琉球に行った商人は薩摩藩の判形がないなら、琉球と貿易できない。しかも朝貢貿易で買う商品は薩摩の指定品しか買わなかった。商品の販売先も大体鹿児島市場に限られ、琉球での売却も制限された。

¹⁰⁴喜舎場一隆『近世薩琉関係史の研究』国書刊行会（1993、P66）より引用。

¹⁰⁵宮城栄昌『琉球の歴史』吉川弘文（1977、P122）より引用。

¹⁰⁶宮城栄昌『琉球の歴史』吉川弘文（1977、P106）より引用。

慶長十八年(1613)六月一日付の「御掟之条々」の中に以下のように述べている。

- 一、琉球之様子、昔之風躰ニ不罷成様、年々以御使可被仰理之事
- 一、従琉球渡唐之船、春者二月下旬、秋者九月中旬可致出船候。又帰帆之時者可為五月下旬候。若右之時節於相違ハ、可致闕所候。為其奉行可被差遣候事¹⁰⁷

進貢貿易の利権の確保に一大目的があったことが分かる。

慶長十八年(1623)秋十五日付で薩摩藩城主島津家久は琉球国に九箇条の掟書を發布した。その中には貿易の統制策も含まれていた。九箇条の内容は『旧琉球藩評定所書類』の中に記載してある。

- 一、毎年渡唐之儀、時分相違故、海路不易由候間、自今以後者、以番賦船頭被相定、若時分はつれに渡唐、又帰帆仕候者、其科可相懸事、
- 一、如旧規判形無之商船、着岸之時者、被相改、少しも自由ニ無之様、番衆被付置、此方へ可有注進事、
- 一、従長崎辺、自然公方様御存知之商船、唐南蛮より帰帆之刻、依逆風、其地へ於流来者、可成程早々日本のことく可被送候。若又、船なとうち破候者、荷物不取散様、被入念尤候事、¹⁰⁸

以上の内容から、薩摩は支配の正当性を主張すると共に、毎年の渡唐船の時節並びに許可なき商船が琉球に来ると、長崎辺からの商船や唐南蛮から帰帆時の漂流船などに関してこと至るまで厳しく命じていたことが分かる。

『旧記雑録』の中にも以下のように述べられている。

- 一、於琉球、諸売買御法度之儀、以高札定候之事、
- 一、従琉球表、渡唐船之時、銀子相隠指遣者於在之者、其地之者ハ不及申、日本人之事茂、能々被遂糺明、此方へ可被申越之事、
- 一、其国より渡唐船帰国之節、万一其儀、其方次第可被申付事、
- 一、日本人於其地、方々寄宿之儀、可為停止之通、制札差遣候之事、¹⁰⁹

なお慶長十八年(1613)六月朔日付の「御掟之条々」の中にも貿易統制条項が含まれている。その内容は以下の通りである。

¹⁰⁷喜舎場一隆『近世薩琉関係史の研究』国書刊行会(1993、P229)より引用。

¹⁰⁸喜舎場一隆『近世薩琉関係史の研究』国書刊行会(1993、P280)より引用。

¹⁰⁹喜舎場一隆『近世薩琉関係史の研究』国書刊行会(1993、P280)より引用。

- 一、從琉球渡唐之船、春者二月下旬、秋者九月中旬ニ可致出船候。又帰帆之時者、可為五月下旬候。若右之時節於相違ハ、可致闕所候。為其奉行可被差遣事、
- 一、都之島江日本之商人、被遣間敷之事、
- 一、從他領、其島江渡海之船雖有之、爰元御判形無之船者、如前々御法度被仰付間敷之事、
- 一、不依自他国之船、於流來者、致馳走、早々出船候様可被仰付候。若違乱之者於有之者、証跡を取、此方へ被為指上候者、其主人へ相届、可致其沙汰之事、¹¹⁰

以上の内容から、琉球が中国に行く時間と帰国の時間は薩摩側から決められていることが分かる。許可のない他国との交易活動は禁止されていた。商船が琉球に入航する際にも厳しく監視された。出兵された琉球は鎖国状態に入ったといえる。薩摩側は貿易船の船隻や渡唐帰国の時節を厳しく決めるだけでなく、唐への詭品の種類と数量、渡唐銀の数量、輸入品の転売及び他国商船や漂流着船の取扱いなどに至るまで、すべて島津氏の拘束支配するところになった。¹¹¹

慶長内検以後、島津氏は元和元年（1615）九月、特権商人の納屋衆に諸商売を支配させる流通統制を行った。

覚

- 一、下納屋より年中商買方ニ付役儀被定置候間、少も無未進、其年々ニ浦奉行可致合点事、
- 一、糸塩之売買納屋主執被仰付候間、所中并田舎方々荷売之ものも、なや衆へ遂案内可致売買事、
- 一、糸塩船之儀、自外之諸浦ニよらず可來時者、勿論納屋衆可買執、たとひわきより買ものありとも、納屋主執不存ニハ可為曲事之事、右如相定候堅可被仰付者也、

元和元年九月十八日

伊兵部少輔
町勝兵衛尉
比紀伊守

山田民部少輔殿¹¹²

以上の内容によると、島津氏は運上金の上納と引き換えに納屋衆に諸商売を支配させた。

薩琉中貿易の時代区分¹¹³

¹¹⁰喜舎場一隆『近世薩琉関係史の研究』国書刊行会（1993、P280）より引用。

¹¹¹喜舎場一隆『近世薩琉関係史の研究』国書刊行会（1993）。

¹¹²紙屋敦之『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房（1990、P160-162）より引用。

¹¹³紙屋敦之『琉球と日本・中国』山川出版社（2003）P51。

時代	特徴及び小区分
薩藩独占時代 (1609～1686)	薩摩藩の独占、渡唐銀 ¹¹⁴ 無定額・最高銀約1200貫 A、1609～30消極的、貢期制限 B、1631～65消極的、貢期復旧 C、1666～86琉球参加
薩琉共同出資時代 (1687～1829)	幕府による渡唐銀定額の決定と削減、薩琉五分五分の出資、18世紀半ばごろからの薩摩藩の消極化と琉球王府の積極化 A、1687～1715 804貫 B、1716以降 604貫 ただし、琉球王府による実際額はつねに約1000貫と推定
薩藩再独占時代 (1830～69)	天保の財政改革、調所広郷の琉球館開設就任

(紙屋敦之『琉球と日本・中国』山川出版社(2003) P51による)

以上の表から見ると、薩摩は貿易の始めから琉球に渡唐銀をあげ、琉球は薩摩の要求によって糸や反物を購入し、中国から帰ってきた後薩摩に上納した。寛文六年(1666)以降、琉球が貿易に参加する。同年、琉球王府は薩摩藩に対し、寛文三年(1663)の冊封使来琉による費用や渡唐貿易費用及び万治三年(1660)に焼失した首里城の再建費用など原因で王府の財政の窮乏について述べ、進貢貿易の資金として薩摩藩より銀五十貫目を借銀し、それを手元にえた唐物を鹿児島で売却して五年間で元利返済することを申し入れ、琉球館に財務専門の蔵役が始めて設置された。¹¹⁵

しかし、元々琉球から中国に持ち渡る渡唐銀は無定額であるが、貞享四年(1687)に制限された。貞享四年(1687)九月七日の薩摩から幕府への報告によると、天和二年(1682)、三年(1683)、四年(1684)の三年の渡唐銀高は銀八七六貫目、銀四二六、銀は八八七貫目。天和二年(1682)と天和四年(1684)の進貢料銀の平均は銀八八二貫目であった。天和三年(1683)は接貢のために料銀は半額である。

十月十六日に島津氏は幕府に以下の内容を報じた。

進貢之用事、首尾好相調ニテハ無之筈候へども、唐へ差渡候現銀、壹万四千六百両之内、貳百両押て相減、向後ハ、壹万三千四百両ヅツ、現金差

¹¹⁴ 渡唐銀とは琉球国に於ける進貢と接貢貿易時の入用銀である。正徳三年以後は拝借銀と改称され、また輸入唐物も返上物の名を持って呼ばれるようになった。(喜舎場一隆『近世薩琉関係史の研究』国書刊行会(1993))。

¹¹⁵ 紙屋敦之『琉球と日本・中国』山川出版社(2003)。

渡候様、被申付候ハバ（略）、¹¹⁶

島津氏は幕府に接貢銀が金一万三千四百両（金一両＝銀六十匁、一両は今の十万円である）へ削減することを申し出た。なお正徳五年（1715）十二月に渡唐銀は正徳三年の貨幣改鑄に伴って、「金銀之品慶長御定之通被仰付事候得者、元禄銀と同前之量数ニ而者、正銀者相増積ニ候」という理由で進貢料銀は六〇四貫目、接貢料銀は三〇二貫目に削減された。

『球陽』のなかに渡唐銀について以下の内容を記録している。

薩摩に対する累年の借銀が四万余両にも達したので、順治二年法司の諮問に依って、古波蔵賀親と当間重陳が砂糖と鬱金を薩摩に売り、その利益を返済金に充てることを建議した。法司は在番奉行諏訪氏を通じて薩摩の許可を得たので、国中の農民に甘蔗と鬱金の栽培を命じた。当間らは仕上世米五十石で鬱金六千斤を買い、丁亥年（順治四年＝一六四七）これを薩摩に転買して一千二百両の銀を得た。¹¹⁷

以上の内容から見ると、琉球が薩摩に四万余両を借りた。琉球にとって、借銀の量が多すぎる、一定の期間内で返すのは難しい。そのために甘蔗と鬱金の商売からもらった銀を薩摩に返す。この内容から琉球の財政は非常に困難なことが分かった。

第二節 幕府の対応

4-2-1 江戸上り

尚寧王が薩摩につられて日本に行ったあと、慶長十五年（1610）八月十六日に島津家久と一緒に駿府に向かって、家康を謁見した。家康に以下のものを朝貢した。

覚

一、りうきう王進物

一、五十端 はせを布

一、五ツ 食籠

一、四十人前 おしき

一、三ツ 酒壺

一、壺ツ けんひや 但是ハ日本のでぬくいかえ也

以上

一、五卷 鍛子 ぐしかみ

¹¹⁶紙屋敦之『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房（1990、P246）より引用。

¹¹⁷宮城栄昌『琉球の歴史』吉川弘文館（1977、P116）より引用。

王の舎弟

- 一、昨日十六日ニりうきう王へ御対面被成候、
- 一、上様御装束正月同前也、
- 一、王の装束あり装束、唐人のこことく、かむりハ唐王同前、舎弟ぐしか
ミかむり唐人臣下同前、其外御残の唐人の装束かむり平の唐人同前、
- 一、おひろま上段にて御対面候、御対座也、
- 一、島津御なつ装束にて御覧に御入候つる、
- 一、今日か明日か御ひろまにて、常陸様御能被成候間、島津殿ニ御ミセ
被成候、初成、
- 一、王、日本の王のこことく、玉のこしにてげんくはんまで重げんにて御
出候つる、
- 一、四品のはた廿四本先へもたせ申候、下々ハ皆つきんかつき申候、
- 一、王の御年五十斗にて、いかにもたくましきよき男にて御座候、
- 一、明十八日ニ江戸へ御下向と申候、

以上¹¹⁸

以上の内容から、尚寧王が将軍への進貢明細が分かった。尚寧王は中国風の服装を着て、日本の天皇と同じように玉の輿に乗り、家康に謁見する時は御広間上段で家康と対座して対面している。八月十八日に江戸に向かい、二十五日に到着した。九月三日に江戸城で第二代将軍徳川秀忠を謁見した。徳川秀忠は家久に対し以下の内容を命じた。

琉球は代々中山王の国であるから他姓の人を立て国王としてはいけない。早く帰帆して祖先の祀りを継ぐべき旨の命令があったので、尚寧は手で舞い、足を踏んで歓喜した。家久には琉球の貢税を賜り、その他の捕虜も悉く琉球に帰された。¹¹⁹

以上の内容から、秀忠は家久に琉球侵略の功を賞し、家久に琉球の貢税を賜り、秀忠は速めに琉球の国民に日本のことを伝えるために、尚寧に速やかに琉球に帰ることを命じたことが窺える。

寛永十一年（1634）に琉球国王は将軍に就封を感謝するために謝恩使を江戸に遣わした。その時から琉球使節の江戸上りが始まった。もう一つの琉球使節は将軍の代替わりを祝う慶賀使である。『通航一覽』に宝永・正徳期に琉球使節の沿革の変化について記載されている。宝永元年（1704）に徳川家宣が綱吉の養嗣子に決まったときに慶賀使を派遣したいが、無用という理由で退けた。宝永六年（1709）一月、五代目将軍徳川綱吉がなくなり、五月に六代目の将軍

¹¹⁸紙屋敦之『琉球と日本・中国』山川出版社（2003、P2～3）より引用。

¹¹⁹紙屋敦之『琉球と日本・中国』山川出版社（2003、P5）より引用。

は徳川家宣に襲職した。薩摩藩が先例に沿って将軍代替わりを祝う慶賀使を派遣することを幕府に申し入れたところ、老中はそれを無用として退けた。

宝永六年（1709）二月十八日、薩摩は家宣の側用人間部詮房¹²⁰に以下の内容を述べた。

琉球は小国であるが、中国の周辺諸国のうちでは朝鮮・琉球という席次であり、二年に一回進貢使を北京に派遣している。

将軍代替わりを祝賀する外国朝鮮・琉球だけである。朝鮮は隣国の好で挨拶するのであるが、琉球は島津氏が武力で手に入れた国なのでお礼を申し上げてきている。将軍は陪臣として異国の王を持っているのである。¹²¹

琉球は清の朝貢国の中で朝鮮につぐ第二の席次であるから、陪臣である琉球に将軍の代替わりを祝賀させるべきであると説得した。

薩摩藩の説得で間部詮房は同二十四日に先例どおり慶賀使の派遣を許す旨を回答した。島津帯刀覚書によると、以下のような理由付けをしている。

治右衛門申し候者、帯刀口上書又者方角絵図迄、とくと越前守見届申し候、此次第二候得者、さそ常ニ御心遣成事ニ候半、琉球者朝鮮と者格別之訳ニ而、第一日本之御威光ニ罷成事ニ候間、先規之通不被仰付候而不叶事候、絵図迄被遣候故委細訳相知候、内々存候より茂扱々御心遣成御領国ニ而候と、呉々越前守申候と、治右衛門申候、¹²²

幕府は琉球からの使節参府は第一日本の威光と意義付けしたのである。

宝永七年（一七一〇）、六代将軍の承統を慶賀する琉球使節の上洛の前年すなわち同六年九月二六日附で島津氏から琉球国に下された令達書によると以下のように述べている。

- 一、道中宿幕之儀、日本向の幕にては、不相応に候、何ぞ為替幕地にて、仕立も替え候様有之度候、繻珍たい類の物に、切入など可然哉。
- 一、長刀拵様、錦物付候様、能々可有吟味候、
- 一、右之外、海陸旅立の諸道具、異朝の風物に以候様に可有之、日本向に不紛敷様に可相調、
- 一、雨具右同断、¹²³

琉球側に以上のように命じた。道中の宿幕、鑓、海陸旅立の諸具などを全部

¹²⁰ 間部詮房とは一六六六年から一七二〇年まで徳川家宣・家継のもとで幕政を運営した。

¹²¹ 紙屋敦之『琉球と日本・中国』山川出版社（2003、P56）より引用。

¹²² 紙屋敦之『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房（1990、P250）より引用。

¹²³ 喜舎場一隆『近世薩琉関係史の研究』国書刊行会（1993、P68）より引用。

清国風で、日本風ではないことを命じた。そのために琉球はずっと異国の身分で慶賀使と謝恩使を派遣していた。

しかし正徳四年（1714）の江戸上りのとき、琉球国王の書簡の書き方が少し変わるがあった。年寛永二十年（1643）に国王書簡は和文体で書かれていたが、天和元年（1681）以降漢文体に変わった。正徳四年（1714）十二月、幕府は琉球側に以下のことを禁じた。①中山王より一位様（將軍夫人）への進上物目録並びに箱書付などに感じを用いているが、今後は平仮名を用いること、②老中への披露状に「貴国」「大君」「台聴」の文言を使用することである。幕府は琉球に日本の支配下にあることを自覚させる必要があったから、和文体の書簡を書くこと命じた。¹²⁴

これに対し薩摩は翌年一月、以後、琉球国の書簡には漢語を使わず、前から使ってきた小堅文に和文で作成し、もちろん目録などまで日本通用の書き式にさせると幕府に答えた¹²⁵。

幕府はずっと朝鮮と往来があるが、朝鮮の通信使は明和元年（1764）を最後に江戸で聘礼が終わった。幕府は大名に接待役と乗馬役を賦課し、農民に人馬役を賦課して大君外交を展開してきたから、朝鮮通信使が江戸まで往来しなくなると、その肩代わりが必要になってくる。幕府はそれを琉球使節に求めた。寛政八年（1796）以後、琉球使節の名目にした拝借金を許し、天保三年（1832）以降、東海道沿いの近江・美濃・三河・遠江・駿河・伊豆・相模・武蔵八カ国の幕領・私領に国役金を課した。¹²⁶

正徳二年（1712）八月二十八日、薩摩は幕府に渡唐銀吹替の請願を出した。その理由は以下のようなものである。

琉球中山王より申候者、琉球之儀大明洪武代より致進貢、寛文年中 接貢船差渡候、然者持渡銀高御免之員数差渡候処、新宝銀大清国ニ而相改候得者、位悪敷、只今之通ニ而者進貢使差渡候儀不罷成候、進貢無懈怠相勤申候処、新銀ニ而者大分致不足候故、此已後大清国之勤難成、古来之例式相欠申候儀、中山王何共迷惑仕候通申越候、進貢及懈怠候ハ、此已後何様之儀敷可有之と氣遣千万之事存候、**琉球 大清国**（字体の変更は筆者に

よる。以下同じ。）江持渡候銀高之分、元禄銀ニ吹直被仰付候様奉願候、渡唐銀之員数進貢船一ヶ年者、八百四貫目、接貢船一ヶ年者四百貳貫目隔年持渡候、是者貞享年中被仰渡候員数ニ而御座候、以上、¹²⁷

元禄八年（1695）以降、幕府は金と銀貨の品位を落とした貨幣改鑄を続けて

¹²⁴紙屋敦之『琉球と日本・中国』山川出版社（2003）。

¹²⁵紙屋敦之『琉球と日本・中国』山川出版社（2003）。

¹²⁶ 同上。

¹²⁷紙屋敦之『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房（1990、P254）より引用。

いるが、そのことが琉球使節に悪影響を及ぼしていた。宝永銀の品位が悪いから、進貢使の派遣が困難になっていた。もし進貢が困難になる場合、中国との貿易は続けなくなった。これは琉球と薩摩に非常に大きな影響があるから、渡唐銀高の宝永銀を元禄銀の品位に吹き替えて欲しいというのである。

幕府は一七一三年（正徳三）に島津の請願を入れて渡唐銀の吹き替えを許した。その理由は以下のようなものである。

（押札）（島津吉貴）

松平薩摩守家来江

元禄銀者当時此方ニ而吹出候儀茂無之候得共、琉球江相渡候銀高之事者、去年薩摩守願之趣 前御代達 上聞、且亦琉球封王使のために有之上者、願之通先元禄銀之位ニ吹替可被、仰付候条、可被得其意候、以上、

（正徳三年）

七月¹²⁸

幕府は琉球王使のためにという理由で渡唐銀の吹き替えを許した。琉球王使のためにというのは尚氏を琉球国中山王に冊封する中国の冊封使を迎えるためと解釈される。幕府は琉球と中国の朝貢関係が続くことを希望するから、渡唐銀の吹き替えを許可した。

4-2-2 琉清関係に対する幕府の反応

琉球は正式に宗主国を清へ改めたあと、慶安二年（1649）九月に幕府老中阿部重次は琉球問題に関する島津氏の伺いに対し次のように述べている。

琉球ハ異国と乍申、大隅守殿下知之儀ニ候時は、日本同前ニ被思召上候、就夫、琉球国へ悪キ事出来候ハバ、日本之瑕ニ罷成候、¹²⁹

琉球は異国といっても、島津氏宛の領知判物に此外と記載したことだから、日本同然と言った。そのために琉球国は悪いことを発したら、日本の瑕になるようである。その中の悪き事とは清の弁髪と衣冠の強制で、それらを受容して琉球が日本の統制を離れる。そうすると、日本の瑕になり、大君外交の面子が潰れるというようのである。

明暦元年（1655）七月十二日付で薩摩の島津図書頭他伊勢・新納・町田・鎌田等五家老から琉球国に示達された「覚」によると次のように述べている。

¹²⁸紙屋敦之『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房（1990、P255）より引用。

¹²⁹紙屋敦之『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房（1990、P314）より引用。

一、最前より琉球国、韃靼人ニ相隨候儀、御公儀ニも、御殘多被思召上様子ニ承及候得共、最早祝儀之使者、差越候上は、請冠船候(ママ)所は、不及是非候、自然琉球之位、三司官以下官人之分、韃靼人之位官ニ申付、首のなり等迄、右之仕合ニ候ハバ、如何可有御座候哉、於其儀は、右如申候、日本之瑕ニも罷成、殿様迄御外聞ニも可惡候間、琉球へ急度、然々之人被差渡、三司官談合を以、此度も、此中唐より相談渡候躰ニ、万事御座候ハバ、冠・衣官等も可被請候、万一韃靼人之為躰ニ、申越候ハバ、罷成候間敷、達て申断、冠船をも追返候敷、又ハ彼使者無合点、追返候儀も不罷成、還て彼方より事をも仕出候ハバ、討果申躰ニも可有之哉、是ハ急々御内談、肝要之儀ニ候、度々出合申、琉球国ハ、唐へ通融無之候ては、不叶由候へども、御外聞旁、日本之瑕ニ罷成候ハバ、琉球之不自由成分ハ、堪忍被仕候様ニ、可被仰付候。左様ニ成立候とて、韃靼方より琉球へ、兵船を差渡候儀、有之間敷と存候、日本ニ相隨、此御家より、御下知被遊候段ハ、無其隱候処、韃靼之使者参候て、琉球人之頭を刺など仕候ハバ、後年迄御難題ニも、可罷成敷と、爰許ニては相談仕候、然共、於其御地、能々被成御談合、被入御耳、左候て、讃岐守様へ、御申分之口上書など、被遊、被得御内証、其上を以、御老中様へ、御披露專一ニて御座候、然夫も、冠船参候通ハ、早々被仰上、尤ニ奉存候事、¹³⁰

以上の内容から見ると、薩摩藩は弁髪のことについての拒絶反応は非常に強く、もし清朝の冊封使らに強要された場合には決死の覚悟でこのことを対処しようとしたことが分かる。薩摩にとって、弁髪のこと是一个の大きな恥辱である。それだけではなく、これも日本の瑕になる。

承応四年(1655)、弁髪のことについて薩摩は使者を遣わし、江戸に向かった。島津氏は、清が琉球に清朝の衣冠・弁髪を強制した場合の対応を伺う八月六日付の島津光久口上書を老中松平信綱に差出だった。これに対し幕府は二十二日、島津光久に以下のように回答した。

今日被仰出候、琉球国江從韃王人数などを遣儀者有之間敷与思召候、若使者琉球国江相渡候而、髪を剃、衣裳等遣候ハ、彼方之申通ニ可仕候、従前々唐江相從、其衣冠等致受用体ニ候間、其通ニ可仕候由、被仰出候、其外之候者、様子次第大隅守計を以可申付之由、酒井讃岐守ニ而被仰出候、以上、

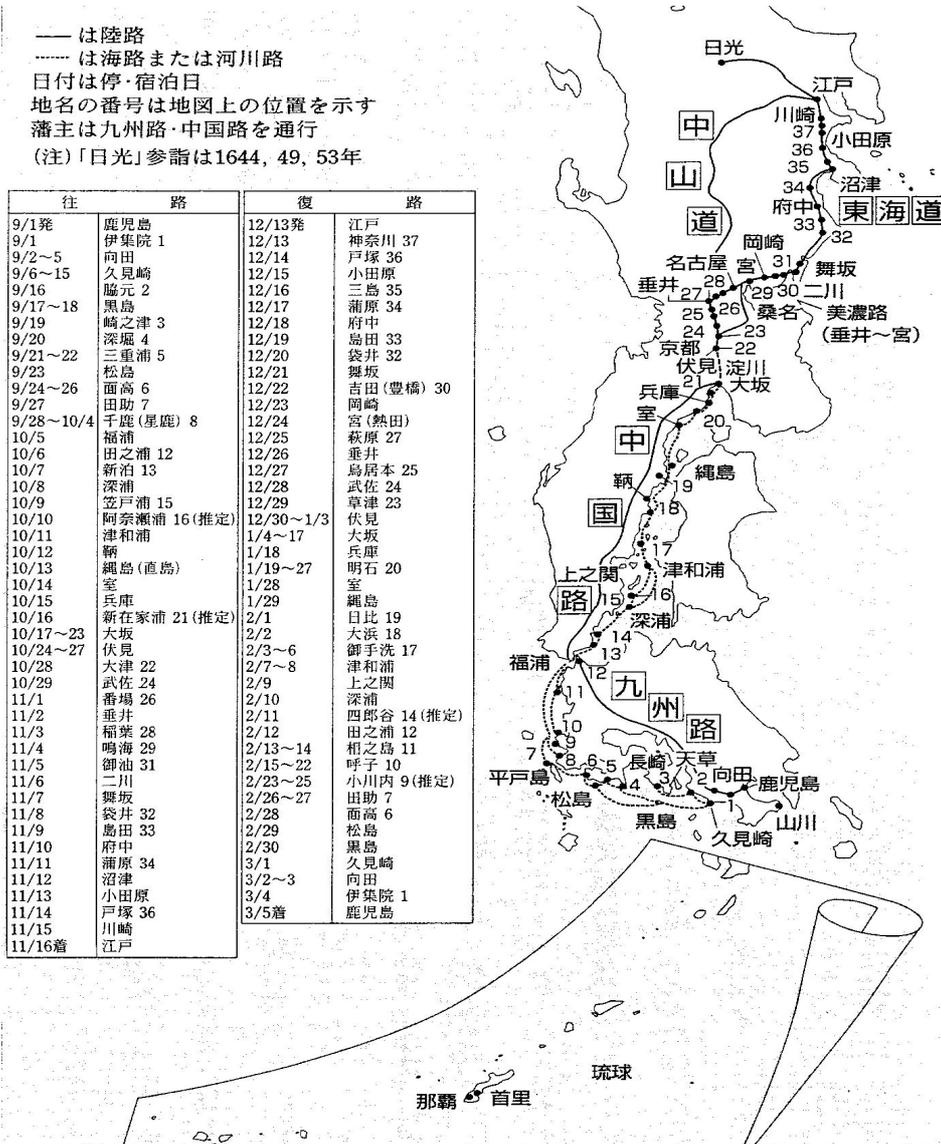
明暦元年乙未八月二二日¹³¹

¹³⁰喜舎場一隆『近世薩琉關係史の研究』国書刊行会(1993、P593~594)より引用。

¹³¹紙屋敦之『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房(1990、P225)より引用。

琉球は清朝の衣裳と弁髪などの命令を従うべきである、それ以外は島津氏の
 宰領に委ねる。これは幕府の答えであった。幕府は利益や実権を守るために、
 琉球統治の名を捨てるのを選択したのである。

江戸上りの路線図



(紙屋敦之『琉球と日本・中国』山川出版社(2003)による)

琉球使節一覧

聘礼年月日	使節名	使命	正使	副使	人数
1634・7(閏)・9	謝恩使	尚豊就封御礼	佐敷王子朝益	金武王子朝貞	
1644・7・12	慶賀使	徳川家綱誕生	金武王子朝		70

		祝賀	貞		
	謝恩使	尚賢就封御礼	国頭王子正則		
1649・9・1	謝恩使	尚賢就封御礼	具志川王子朝盈		63
1653・9・28	慶賀使	徳川家綱襲職祝賀	国頭王子正則	平安座親方朝充	71
1671・7・28	謝恩使	尚貞就封御礼	金武王子朝興	越来親方朝誠	74
1682・4・11	慶賀使	徳川綱吉襲職祝賀	名護王子朝元	恩納親方安治	94
1710・11・18	慶賀使	徳川家宣襲職祝賀	美里王子朝禎	富盛親方盛富	168
	謝恩使	尚益就封御礼	豊見城王子朝匡	与座親方安好	
1714・12・2	慶賀使	徳川家継襲職祝賀	与那城王子朝直	知念親方朝上	170
	謝恩使	尚敬就封御礼	金武王子朝祐	勝連親方盛祐	
1718・11・13	慶賀使	徳川吉宗襲職祝賀	越来王子朝慶	西平親方朝叙	94
1748・12・15	慶賀使	徳川家重襲職祝賀	具志川王子朝利	与那原親方良暢	98
1752・12・15	謝恩使	尚穆就封御礼	今帰仁王子朝忠	小波津親方安減	94
1764・11・21	慶賀使	徳川家治襲職祝賀	読谷山王子朝恒	湧川親方朝喬	96
1790・12・2	慶賀使	徳川家斉襲職祝賀	宜野湾王子朝陽	幸地親方良篤	96
1796・12・6	謝恩使	尚温就封御礼	大宜見王子朝規	安村王館良頭	97
1806・11・23	謝恩使	尚灑就封御礼	読谷山王子朝勅	小禄親方良和	97
1832・11(閏)4	謝恩使	尚育就封御礼	豊見城王子朝典	沢岷親方安度	78
1842・11・19	慶賀使	徳川家慶襲職祝賀	浦添王子朝熹	座喜味親方盛晋	99
1850・11・19	謝恩使	尚泰就封御礼	玉川王子朝	野村親方朝	99

			達	宜	
1856 (予定)	慶賀使	徳川家定襲職 祝賀	伊江王子朝 忠	小禄親方良 泰	
1862 (予定)	慶賀使	徳川家茂襲職 祝賀			

(紙屋敦之『琉球と日本・中国』山川出版社(2003)による)

第三節 清朝と琉球の宗藩関係

4-3-1 清朝と琉球の朝貢開始

隆武帝の登極を慶賀するために毛泰久・金正春一行が福建に遣われた。すべての公事を終えたのち同年秋帰国の途につくため閩安鎮外の琅崎地方で風待ちをしていたとき、突然海賊の襲撃をうけ、かろうじて福建に逃げ帰るといふ事件に遭遇した。そのとき大兵を率いて福建に侵入し、隆武帝を攻め滅ぼした清軍貝勒大將軍が琉球使節一行を召喚した。そのために、毛泰久・金正春・鄭思善・陳初源の五人は髻髪を結び、清朝の風俗に改めて貝勒將軍に拝謁し、投誠の情を稟明することと成った。

毛泰久・金正春・王明佐の三人は正保四年(1647)四月に貝勒將軍につれて京師に行き、皇帝に公式に投誠の意を表すことになった。清帝は琉球の使者らの忠誠を非常に喜んだから、使者らを歓待していた。清世祖は琉球国に対して清朝の招諭を早速受けて清朝の冊封を受けることと前明の勅印の返還を要求した¹³²。招諭のために謝必振を派遣して、琉球に行った。毛泰久も招諭使とともに琉球に帰った。琉球に向かったが途中で薩摩の山川に漂着、彼らは長崎に送られ、ようやく九月三日に琉球に到着した。尚質は謝必振を迎え、清の順治帝へ慶安二年(1649)年十一月十三日付の上表文を差し上げ、忠誠を誓った。その点から、琉球の宗主国は明朝から清朝に変わる態度を明確にした。しかし応仁二年(1653)まで琉球はずっと明の勅印を清朝に返還しなかった。そのために、慶安四年(1651)に清朝は再度謝必振を派遣、琉球に渡来した。応仁二年(1653)に尚質は馬宗毅を遣わして順治帝の即位を慶賀させ、明朝の勅印を返還し、冊封を請願した。

清の世祖は琉球使者の投誠については非常に喜んだから、この時から数度にわたって歓代したが、さらに毛泰久・金正春らに対しては勅諭を給付して詔諭を命じていた。勅諭の内容はいかのように述べている。

諭琉球国王敕曰、朕撫定中原、視天下一家、念爾琉球、自古以来、世世臣事中国、遣使朝貢、業有往例、今故遣人敕諭爾国、若能順天循理、可将

¹³²喜舎場一隆『近世薩琉関係史の研究』国書刊行会(1993)。

故明所給封誥印敕、遣使齎送來京、朕亦照旧封錫、諭¹³³

清朝の皇帝は琉球が前明の勅印を上納したから、昔と同じ琉球国王と冊封関係を結ぶということなのである。

慶安二年（1649）九月十三日に謝必振は再び琉球に渡来した。翌十月二日に招撫の勅を開読した。再び琉球に渡来するのは上納した前明の印鑑を返し、清朝から冊封を受けられることが其の目的であった。

琉球の朝貢貿易における諸制度は明朝の制度を踏襲することでスタートした。貢期を含めて他の制度らは礼部が順治十一年（1654）三月二十八日に題し、四月一日に順治は「是し、議に依れ」という裁決を下して決まったものである。それは下のようである。

該に臣の部（礼部）査し得たるに、会典の内に開すらく、「大琉球国の貢期は不時。王子及び陪臣の子は皆太学に入れて書を読ましめ、礼待すること甚だ厚し」（第一部第一章第一節の冒頭部を見よ）とあり、洪武の初め、琉球中山王察度、使を遣はし、表箋を奉じて馬・方物を貢ぜしむ。十六年、鍍金銀印を賜はる。永樂以来、嗣立するときには、命を請はば冊封す。諭して、二年に一貢せしむ。進貢の人数は、百五十人

を過
く外

ぎざらしめ、貢道は福建の閩県由りせしむ。又査するに、正貢を除

に附来する貨物は官に一半を抽し、例として価を給せず。又査するに、旧案の内に開すらく、琉球の附搭する土夏布二百疋は、官に一百疋を抽するを除く外の一百疋には、閩生絹二十五疋を折給する各等因とあるは、在案する。該に臣等議し得たるに、琉球国中山王の世子尚質は、誠心もて化に向かひ、王舅馬守毅等を差はし、勅諭を遵奉し、表を具して朝賀し、恭しく方物を進めしめ、隨て、胡明の万曆三十一年に頒給したる王爵を襲封せしむる詔一道と、崇禎二年に頒給したる王爵を襲封せしむる詔一道と、又、頒給せる王爵を襲封せしむるとき、札物数目を賞賜する勅諭一道を繳せり。洪武十六年に頒給されたる鍍金銀印一顆の部に到れば、其の世子尚質は、相応て琉球国中山王を襲封せしめたし。伏して乞ふらくは、勅を臣の部（礼部）に下し、琉球の繳到したる旧詔二道と勅諭一道を將て、内院（翰林院）に交送して査収せしめ、先行、襲王の詔一道を撰擬せしめ、臣の部には、另に鍍金銀印一顆を鑄せしめんことを。正貢外に附来する土夏布二百疋に至りては、査するに、明朝は半抽して官に入れ、一半は生絹を折給せり。琉球は海外の遠国に係り、且つ土夏布二百疋も又正貢の数内に在らず。初めに歸するを念其へば、所

¹³³喜舎場一隆『近世薩琉關係史の研究』国書刊行会（1993、P576）より引用。

有

る土夏布二百疋は、官に入れて絹に折するを免其し、自行ら交易する

を聴其し、以て皇上の柔遠の意を示されよ等因と、順治十一年三月二十

八日、題したるところ、四月初一日、聖旨を奉じたるに、<是し、議に依れ>此れを欽みて欽遵せよ」と云々。¹³⁴

琉球との朝貢貿易の制度はすべて明朝の会典によって決めた。大きな違い点は明朝のときが貢期不時で、清朝は二年一貢に制限された。そのほか、清朝も明朝と同じ琉球に鍍金銀印を下賜した。朝貢のルートと人数も明朝当時と同じであった。

次に琉球の貢物について、順治十一年六月十五日付礼部から琉球国中山王に宛てて移咨された咨文「進貢の為の事」を通じて通告された。進貢の貢物も貢期と同様、明の『大明会典』の規定するところを踏襲している。その内容は次の通りである。

該に臣の部（礼部）、会典に開載せるを查得したるに、琉球国の進貢年分は、永樂年以來にして、諭令に、二年一貢、進貢する方物の数目は馬、刀、金銀酒海、金銀粉匣、瑪瑙、象牙、螺殼、海巴、擢子扇、泥金扇、生紅銅、錫、生熟夏布、牛皮、降香、木香、速香、丁香、檀香、黃熟香、蘇木、烏木、胡椒、琉黃、磨刀石とあるは、左案す。該臣等議し得たるに、琉球の進貢する方物の数目、及び二年一貢なるは、俱に応に会典の例に照らし、該国中山王に移咨して、永く定例と為し、欽遵して施行せしむべし等因と、順治十一年三月二十八日題し、四月初一日、聖旨を奉じたるに、「是し、議に依りて行へ」、此れを欽みて欽遵せよ。¹³⁵

以上の二つの法令は一代目の冊封使張学礼が琉球に渡航してから琉球に開読した。琉球側は貢期の部分について、納得していたが、貢品の部分は少し問題があった。薩摩に支配されてから東南アジアの貿易は中止にされたから、瑪瑙、烏木、降香、木香、象牙、錫、速香、丁香、檀香、黃熟香の十件はすでに手に入れなかった。そのために、琉球国王は福建布政司に咨文を送った。福建布政司は咨文を受けて、福建巡撫許世昌はさっそく琉球国王の咨文を転詳したようである。

清朝の皇帝は琉球国王の咨文の内容を知ったあと、琉球国王が提出したことについて以下の裁決をした。

¹³⁴邊土名朝有『琉球の朝貢貿易』校倉書房（1998、P204）より引用。

¹³⁵邊土名朝有『琉球の朝貢貿易』校倉書房（1998、P206）より引用。

琉球国王の咨に称する、瑪瑙、烏木等の物十件は、皆交趾等の処に産すれば、以て貢に具へ難きにつき、此の進貢の物は、永楽時の会典の開載に仍照して進貢せしむるか、或いは所請に従ふべきかは、議政王、貝勒大臣、九卿、科道に着して、会同して確かに具奏せしめよ、と旨を下した。それをうけた議政王以下で構成する拡大会議は、審議した結果、琉球国王の所請の通りに、康熙五年六月二十九日、題し、七月初二日、皇帝は、琉球国は遐方なるも化に向かひ、貢に納めて誠を抒ぶ。彼の地に無き所の瑪瑙等の十件は、著して該王の所請に照らし、進貢を免其さしむ。余は議に依れ。¹³⁶

清朝の皇帝は貢物の問題を解決し、一つの大困難を越えたといえる。

それから、清朝に正貢の貢物が以下のように定めた。

- ①硫黄 明代において正貢としての硫黄の額数は生硫黄二百斤が相場であったが、その常貢生硫黄二百斤をもって、餅塊を煎成した熟黄一万二千六百を得、その額を崇禎十一年分の硫黄の貢額に充て、以後この熟硫黄がその貢額となり、清朝へとひきつがれた。
- ②馬 馬は康熙五年、七年、九年、十一年、十七年、十九年にそれぞれ十匹ずつ進貢された。精忠の乱だから渡清できなくなったから、十三年、十五年は欠けていた。康熙二十一年以後は免貢になった。
- ③螺殻 康熙五年から二十九年まで、毎貢年は三千箇ずつ貢したが、三十一年から免貢になった。
- ④錫 康熙三十一年以後、螺殻に代って、琉球の発意によって錫を改貢されるようになった。
- ⑤銅 康熙五年の貢期には正貢と正貢外を特別に設けず、他の貢物とともに紅銅六百斤が貢された。七年には正貢外に紅銅六百斤を特加されていた。九年以後は免貢になった。¹³⁷

4-3-2 清朝の冊封使と日本人の対面

天和三年（1683）、尚貞を琉球国中山王に冊封するために冠船が琉球に渡来した。そのとき、首里王府の十月四日付の日帳によると、日本人が清の冊封使と対面したことを記述している。

冠船御奉行御付衆高田茂太夫殿・端山六郎右衛門殿、在番御奉行御付衆浜田忠兵衛殿・小野甚左衛門殿、冠船御奉行御道具衆小玉左市兵衛・伊

¹³⁶ 邊土名朝有『琉球の朝貢貿易』校倉書房（1998、P209）より引用。

¹³⁷ 邊土名朝有『琉球の朝貢貿易』校倉書房（1998）。

駒兵右衛門、供衆廿弐人、船頭山川之貞右衛門・同三郎右衛門・同木工右衛門、浜之市甚七、鹿児島之次郎左衛門・同清左衛門、右之人数為宝人長吏大田親雲上案内者ニ而館屋江被差出両勅使江進物被進候処、御断ニ而受納不被成候、¹³⁸

以上の内容から、冠船奉行の付衆、琉球在番奉行の付衆、足軽、船頭など薩摩の役人らが宝島人と称し、長吏大田親雲上の案内で清朝の冊封使四人と対面したことが窺える。

正使汪楫は帰国後『使琉球雑録』を著し、中で七島人との対面は以下のように記述している。

相伝ふるに、琉球は日本に去ること遠からず。時に有無を通ずるも而も国人甚だ之を諱む。絶へて是の国あるを知らざる者の若し。惟々云ふ、七島人と往来すと。

七島は口島・中島・諏訪瀬島・悪石島・臥蛇島・平島・宝島是なり。(中略) 諸島の頭目来謁して述ぶる所の道里此の如し。(中略) 人万に満たず。ただ宝島のみやや強し。国人皆士噶喇を以て之を呼ぶ。

七島の頭目皆右を以て名と為す。曰く甚右、曰く清右、曰く三良右、曰く木工右、曰く次良右、曰く甚七右、曰く貞右と。通事は重徳と曰ふ。手版に書して曰く、琉球の属地なりと。然れども其の状瘠劣にして、絶えて中山と類せず。人、其の頂髪の際を髡り、僅かに一線を留めて之を脳後に約し、剪りて寸ばかりを存す。夏日は綿の短衣を着し、赤足にして腰に短刀を挿す。或は曰く、即ち倭なりと。¹³⁹

汪楫は七島の位置と七島人の見た目を詳しい記載していた。汪楫が述べた七島人の真面目は以下の図のようのである。

¹³⁸紙屋敦之『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房（1990、P230～231）より引用。

¹³⁹紙屋敦之『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房（1990、P231）より引用。



(紙屋敦之『琉球と日本・中国』山川出版社(2003)による)

七島人の模様は昔から記載されていた琉球人の模様¹⁴⁰は似ているが、服装の部分ではすこし違う。以上の内容から、中国側は琉球に日本が存在していることが分かったが、日本に統治されていたことはここで詳しく記載していなかった。

そして、慶応二年(1866)に尚泰に冊封する冠船を迎えた時の関係記録「冠船付日帳」は以下のように記述している。

古来冠船之節々、御奉行御始御役々衆、其外御国人惣而城間村江御引越被成事候処、唐人共ニハ宝島人隠居候ト申、其疑相晴不申体相見得申候、宝暦六年、寛政十二年冠船之節、城間村江宝島人参居候間、彼表江差越可相逢ト、唐人五六人度々上泊辺迄差越涯々及騒動、御奉行御役々衆別所江御迦被成候事茂為有之由、且天保九戌冠船之節茂安謝湊辺迄差越、御奉行役々衆右同断御迦之御手組被成候、¹⁴¹

以上の内容から、昔から冠船来琉の際は、琉球在番奉行以下の薩摩役人は城間村引き籠り、首里王府は中国人に対してそこにいるのは宝島人であると説明してきたことが窺える。しかし、中国人はそのことを疑って、宝暦六年(1756)と寛政十二年(1800)と天保九年(1838)年の冠船のとき、城間村へ行って事実を確認しようとした。そのため琉球在番奉行以下薩摩の役人が外のところに隠れるということがあった。

薩摩が支配して以来(1609年から1719年まで)、冊封が琉球に来航するのは三回である。このうち尚豊は明朝からの冊封であるが、明代の日琉関係は史料のように認識されていた。

¹⁴⁰ 追録4に掲載する。

¹⁴¹ 紙屋敦之『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房(1990、P235)より引用。

一書令啓候、仍琉球へ当年冠船就来着、武官之勅使一人、文官之勅使兩人、被罷渡之由候、琉球国之儀者、従此方之御格護無其隱候間、右之勅使へ可被成御音信由、被仰出候条、御進物屏風・扇子・御茶津壺・下食籠・鞍鐙、京都より可被調下、七月之末八月よりハ順風可有之候間、かろき使_二而、川上又左衛門尉殿迄可被成御遣、連々日本_二入魂之様_二唐人衆も存不成合体_二候ハ、不苦候、併又左殿より三司官衆へ被得内証可被相渡候、若又勅使へ不被遣、徒_二成候ハ、唐人衆へ又左殿以校量被為売候様_二可被仰遣候、委者伊東勘解由可被申達候、恐惶謹言、

(寛永九年)

六月七日

伊勢兵部少輔

貞昌判

下野守

久元判

川上左近将監様

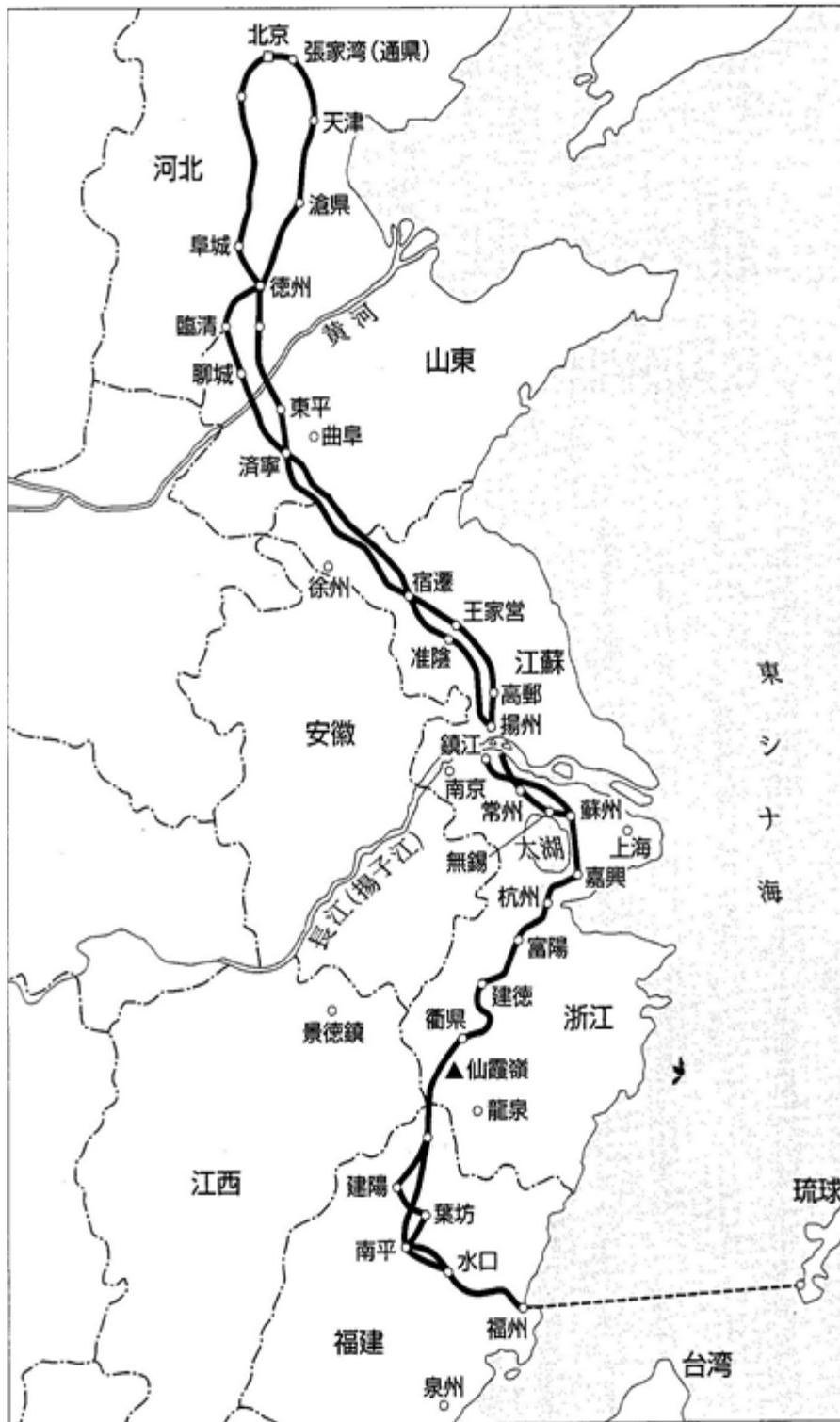
喜久撰津守様

人々御中¹⁴²

これは尚豊を琉球国中山王に封ずる明の冠船来航の際、冊封使に対して島津から贈り物をする計画をのべたものである。ここで中国側はすでに日本が琉球を支配していることを知っていた可能性がある。

¹⁴²紙屋敦之『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房（1990、P260～261）より引用。

琉球使節の進貢ルート



(紙屋敦之『琉球と日本・中国』山川出版社(2003)による)

琉球に行き冊封使

1663年	康熙2	尚質	張學礼(兵科副理官)	王垓(行人司行人)
1683年	康熙22	尚貞	汪楫(翰林院檢討)	林麟焜(内閣中書舍人)
1719年	康熙58	尚敬	海宝(翰林院檢討)	徐葆光(翰林院編修)
1756年	乾隆21	尚穆	全魁(翰林院侍講)	周煌(翰林院編修)
1800年	嘉慶5	尚溫	趙文楷(翰林院修撰)	李鼎元(内閣中書舍人)
1808年	嘉慶13	尚灝	齊鯤(翰林院編修)	費錫章(工科給事中)
1838年	道光18	尚育	林鴻年(翰林院修撰)	高人鑑(翰林院編修)
1866年	同治5	尚泰	趙新(翰林院檢討)	于光甲(内閣中書舍人)

(沖縄県立博物館『冊封史』沖縄県立博物館の会 (1989) による)



第五章 終章

琉球とは小さいながらも非常に特別な島である。独立した国家から薩摩に統治されるまで大きな変化があった。国家の主権はほとんど薩摩に掌握されたが、その国王の名がまだ存在しているので、その点では一つの国家という事が言える。しかし、琉球処分以後、琉球は沖縄県に改名され、正式に日本の一部になった。

昔の琉球は各地で各自のグスクがあって、今の村落のように各グスクの中に一人の按司がいた。この按司は今の村長と同じ地位であった。当時琉球の政治は非常に混乱であった。大小の合併によってようやく三山国王の時代に入った。三山国王とは琉球北部、中部、南部の各地域に君臨する王のことである。各地域を押さえた按司がそれぞれ王を名乗るが、その王の地位は「按司連合体」の盟主という程度のものであった。

三山国王時代にはどの王も自分の領域を広げたいから、よく互いに戦をした。よく戦を起こしたから、人民の生活は昔から大変であった。中山王は自分の勢力を強くするために、明朝から使者楊載を遣わし、琉球に招諭の文を開読した。明朝と朝貢関係を建立するのに非常によい機会だと思った中山王は早速自分の弟を遣わして楊載の船と一緒に中国に行き、朝貢品を上納し、順調に中国と朝貢関係を構築した。

琉球側が朝貢関係の構築について積極的であったので、明皇帝は非常に喜んだ。それに、建国したばかりの明朝にとって、モンゴル地方はまだ平定してなかったから、大量の硫黄と馬が必要であった。そのために、貢期については不定期という優待を与える。他の国は一定の貢期があり、もし貢期に従わない場合、明朝は直接朝貢を拒絶することもあったようである。ここから明朝は琉球のことを非常に重視していることが分かる。

貢物は馬、刀、金銀の酒盃（壺）、金銀粉の箱、瑪瑙、象牙、螺殻、海巴（寶貝、小寶貝）、摺子扇、泥金扇、生紅銅、錫、生熟夏布（芭蕉布）、牛皮、降香、木香、速香、丁香、檀香、黄熟香、蘇木、烏木（降香から烏木まですべて香木である）、胡椒、琉黄、磨刀石（砥石）であった。

貢物は正貢物と附搭貨二種類があった。正貢品は馬と硫黄で、残りは全部中国側と商売するための附搭貨であった。正貢品と一緒に中国に持って行って、中国の皇族と官人から買い上げた。朝貢という形をとったから貿易したから朝貢貿易ともいえる。入貢の名義であっても、税金を払わないとならない。税金の割合は商品の二分の一である。中山王が献上した附搭貨の種類から見ると、琉球の名物だけではなく、日本の産物と東南アジアの産物も大量であった。琉球の産物はかえって少なかった。ここから二点のことが分かった。一つ目は、琉球が昔から日本と東南アジアとの貿易が非常に繁栄で、量も非常に多かった

ということ。それに、琉球国は小さな国だけど、世界観が非常に広いこともここから窺える。二つ目は、琉球の主要産業が貿易であり、琉球の農作物種類と産量があまりよくないことも分かった。

中山王は中国と朝貢関係を構築したあと、勢力がだんだんと大きくなった。そのために南山と南北も中山王の道に沿って中国と朝貢関係を構築した。貢期不時であるから、一年間に三山王から二回とか三回朝貢することもあった。しかし、この混乱した朝貢関係は中山王が国家を統一して第一尚氏王朝を成立してから無くなった。ようやく一つの国家になった琉球は安定化すると思われたが、あまり長くは続かなかった。第一代目の国王がなくなった後、各代の国王の在位時間が意外に短かった。一番短いのは第五代の国王であった。それに、継承の問題も大きな騒ぎとなり、何度も戦争を起こした。首里城も戦争で焼失した。そのために、人民の生活は一層苦しくなった。その状況は第二尚氏王朝を成立後、解消され、だんだんと安定化に向かった。同じ尚氏王朝であるが、一代と二代に分けるのは一定の理由がある。第二尚氏王朝の成立者は正統な継承なのではなく、第一尚氏王朝と同じ滅亡の道をたどりつきたくなかったため、わざと第一と第二に分けたのである。

第二尚氏王朝時代も明朝との交流を続けた。ただ明朝側は元々の貢期不時から二年一貢に決めた。当時琉球人が中国に滞留期間に犯罪し、朝貢以外の商品を中国に持って行って私貿易をし、中国側に大きな迷惑をかけたからである。それに滞留期間の費用は全部中国側が払ったから、中国の財政にも非常に大きな負担をかけた。そのために、朝貢時間は二年一貢に決められた。

第二尚氏王朝は尚真王の時代で一番繁栄した王朝であった。尚真王は平和な国家を作ろうと、国家の管理に尽力した。多くの指示を出し、国家を改革した。官位の制度から宗教まで大きな改革をした。中国との朝貢は二年一貢から三年一貢を命じた。

日本との正式な交流は室町時代応永二十一年（1414）からであった。琉球船が日本に漂着したのをきっかけに交流が始まった。琉球は南海から購入した商品を載せて、日本と商売した。両国の仲がよいといえる。最初の時から琉球と貿易している相手は幕府であったが、薩摩が朝鮮と往来しなくなった後、薩摩と琉球との交流は頻繁になった。とくに天正年間では琉球渡海の朱印状の数が最も多数で、薩琉の通交貿易が頻繁になった。しかし、享徳年間に琉球と薩摩の関係は沿海の海賊に何回も略奪されたため関係が悪化した。それに、秀吉が朝鮮に出兵することによって、琉球と薩摩の関係は更に悪くなった。朝鮮出兵は秀吉が亡くなることによって中止される。薩摩は琉球に書簡を送り、琉球が斡旋者として明朝と通商意図を伝えたいが、琉球はなかなか返事をしなかった。明朝と貿易量が非常に大量な薩摩にとって、それはよいことではなかった。

薩摩にとって、明朝と貿易できなくなったために、琉球の位地は更に重要となった。琉球を通じて明朝と間接貿易するつもりであった。そのために琉球に

出兵する計画が出てきた。慶長十一年（1606）六月、島津家久は山口直友を以て琉球近年の無礼を理由に征討を請い、出兵の許可を得た。しかし、直接出兵する事はしなかった。当時、琉球に中国側の冊封使がいたため、出兵する計画が遅延した。

その計画はようやく慶長十四年（1609）三月四日に実行された。薩摩軍は山川港から出発し、七日に奄美に到着し、樺山大軍が笠利の津代港、伊集院久元と肝属兼篤らの大軍が深江ヶ浦、副将の平田らの大軍が西縣に船をつけた。各大軍は着船地を拠点として、村々への鎮撫が始まった。十七日は徳之島に到着し、徳之島を鎮撫し始めたが、徳之島の村民は大きな抵抗をしたため、鎮撫には少し時間がかかった。鎮撫した後、二十五日に運天港から上陸し、琉球の本島を鎮撫した。四月三日に尚寧が投降した。

琉球に出兵することは非常に成功したといえる。薩摩軍隊は多くの時間をかけなかったし、死亡の人数も多くなかった。しかし、それは一つの国として琉球の軍力が非常に脆弱であったからである。これは今までの琉球は人民が平和な生活をしてきた証拠である。

捕えられた尚寧は薩摩軍と一緒に日本に行ったため、中国に進貢する事ができなくなった。そのために尚寧は使者を遣わして、中国に出兵されたことを説明し、進貢遅延しなければいけないことを伝えた。最初の時、明朝側は遅延のことを許し、ただし賞賜物を半減した。しかし、福建巡撫は朝貢品の中に日本の物があると朝貢使の中には日本人がいることを皇帝に疎を出した。朝貢使の中で日本人が混ざるとは非常に危険だから、注意しなければいけないと言った。そのために、明朝は出兵されたばかりの琉球が、国力と経済力はまだ安定した状況ではなく、琉球をいたわるために、朝貢の間隔は二年一貢から十年一貢に変更した。最初の時、明朝は遅延のことを許したため、遅延のことが非常に順調だと思っている尚寧は貢期延長のことが知ったあと、非常に意外であった。慶長十九年（1614）に尚寧王が使者を遣わし、礼部に咨を出していた。明国は琉球国王尚寧の要求を直接受けなかった。ついに元和八年（1622）に五年一貢に変わった。二年一貢旧制に回復することが認められたのは尚豊王の冊封と同時の寛永十年（1633）のことであった。

琉球にとって朝貢は非常に重要なことであって、間隔が長くなる事は非常に困ることであった。それに、財政困難の薩摩にとって、琉球を通じての中国との貿易はもっと重要であった。そのために、薩摩から琉球に使者を遣わして、中国に朝貢するよう命じている。島津氏は琉球の全体を掌握できるために、たくさんの命令を命じた。琉球の文化から貿易まで何でも島津が管理していた。それに、琉球国王の継承者も島津の准許がなかったら、任命できない。たくさんの点から、琉球国王はただ国王の名しか残っていなかった。重要な政治権と貿易権は島津氏が掌握していた。

薩摩は琉球に出兵したあと、琉球の国内を早く掌握するために、琉球国王尚

寧がまだ日本にいる間に、使者を派遣し、琉球の国内について検地した。薩摩は秀吉の太閤検地法を琉球に実施した。慶長年間の検地であるから、慶長検地ともいえる。検地した後、琉球は米九千石を上納するほかに、芭蕉布や琉球上布なども上納しなければならなくなった。出兵されたばかり、それに元々農業の産量が貧しい琉球にとっては現物の調達が非常に困難なことであった。そのために、琉球国王が薩摩藩に訴え、薩摩藩では、芭蕉布などの特殊な藩用品を除き、他の貢納は算用をもって代納することを許可した。

薩摩側は検地のことが一段落完成したあと、琉球を通じて明朝との朝貢貿易を監督するために、琉球と鹿児島に仮屋を設立した。琉球の那覇に設立した仮屋は薩摩仮屋といい、鹿児島には琉球仮屋という。唐から購入したものを管理するために設立したが、幕藩体制の知行・軍役体系の中に組み込まれたため、鎖国制下にあっても、島津氏の琉球への交通が容認された。

貿易を掌握したい薩摩は仮屋しか設立しなかったのではなく、貿易上も多くの条例を琉球に発布した。そのために、元々貿易の相手国がたくさんいる琉球は中国との貿易しかできなくなった。それに琉球に行った商人は薩摩藩の判形がないと、琉球と貿易できなかった。しかも朝貢貿易で買う商品は薩摩の指定品しか買えなかった。商品の販売先も大体鹿児島市場に限られ、琉球での売却も制限された。この条例で薩摩は完全に琉球の貿易を掌握したと言える。しかし、明との朝貢貿易は順調にはいかなかった。琉球の朝貢船に日本人が多く混ざっていることを知った後、明は朝貢の間隔を長くしたのである。薩摩は事態の大変さに気づき、琉球に異文化令を命じた。琉球の人は日本人の髪型と服装を真似ることをすべて禁止するだけでなく、それに違反することがあれば、処罰の対象とされたのである。

それに、漂着船と冊封使が琉球に来た時の対応もきちんと琉球に命じた。この点から、薩摩側は中国との貿易を順調に行うために、たくさんの努力をしたことが分かった。琉球側も文化隠蔽を完全に実行するために、『中山世譜』を編纂する時も薩摩に統治されていることを隠蔽した。

『薩藩旧記雑録』に尚豊を琉球国中山王に封ずる明の冠船来航の際、冊封使に対して島津から贈り物をする計画をのべたものである。ここで明朝側はすでに日本が琉球を支配していることを知っていた可能性がある。

清朝と琉球は朝貢関係を建立したとき、清朝側は貢期と貢物のことについて明朝の会典を参考し、明朝のルールを踏襲した。清朝が明朝の書籍を読む点から見ると、清朝は明朝時の書籍を全部保存し、明朝と琉球の交流往来の書類も持っていることが予想される。それに、明朝と琉球の朝貢関係と状況も非常に重視していた。そのために、清朝が史料を読むときも琉球の異状を多少分かるはずである。

それに、冊封使汪楫が琉球に行った時、七島人と対面したことも『使琉球雑録』で詳しく記載されていた。その中に七島人の模様と七島の所在処が詳しく

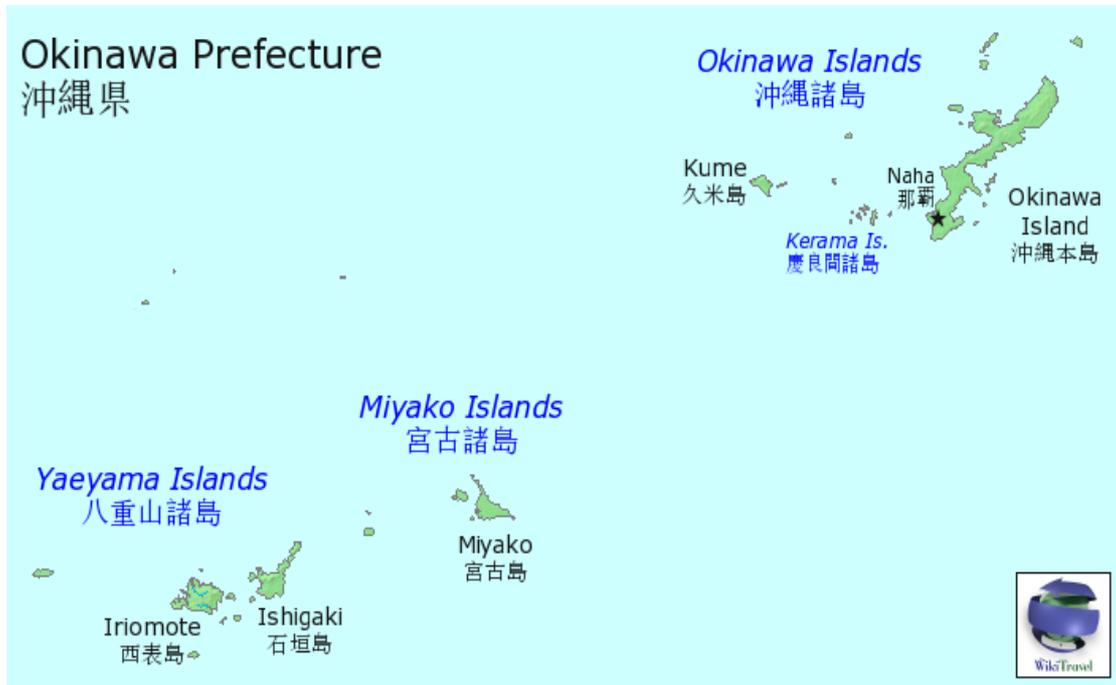
記載されていた。七島人は日本人ということも大分分かった。そして、昔から冠船来琉の際は、琉球在番奉行以下の薩摩役人は城間村引き籠り、首里王府は中国人に対してそこにいるのは宝島人であると説明してきたことが窺える。しかし、中国人はそのことを疑って、宝暦六年（1756）と寛政十二年（1800）と天保九年（1838）の冠船のとき、城間村へ行って事実を確認した。

以上の点から、清朝は琉球が薩摩に統治されたことを知っていたと思われる。ただ、清朝側はなぜ琉球が薩摩に統治されたことについて何の行動もしなかったか。この点についてこれからの課題として探究したいと思う。



一 追録

1 琉球地図。



2 琉球国中山王官制¹⁴³。

	『琉球国中山王府官制』	人員
王府（御城）	親方部大親	1
	座敷大親	3
	与力	3
	右筆	1
阿司多部（法司）	御礼儀方	1
	与力	3
	御檢地方	1
	与力	3
	御物座方	1
	与力	3
申口衆（謁者）	鎖側	1
	鎖大屋子	1
	御双紙庫理	1
	平等側	1
	泊筆者	1

¹⁴³児玉幸多、小西四郎、竹内理三『日本史総覧IV』新人物往来社（1984）

	吟味役	5
	評定所筆者主取	1
	評定所筆者	6
	評定所相付筆者	3
御物奉行（度支官）	親方奉行	1
	本役	2
	吟味	3
	帳当主取	1
	簡略座役人	2
	残物座大屋子	2
	帳当筆者	10
百浦添下庫理（王法官）	番之親方部	定員無
	番之御座敷	定員無
	前之当	12
	前之里之子	12
	前之花当	12
	小赤頭	12
（丸引官）	勢頭衆	9
	筑登之多	9
聞得大君御殿（内治官）	総大親	1
	親方部大親	3
	座敷大親	3
（近習）	御近習	3
御内原代台所	御内原庖丁	1
御書院（国書院）	親方	3
	当	3
	相付当	2
	御右筆主取	1
	御右筆	3
	御右筆相付	3
	御茶道	3
	御茶道相付	3
	御物当	2
	御路地当	3
	里之子	12
	花当	6
	小赤頭	6

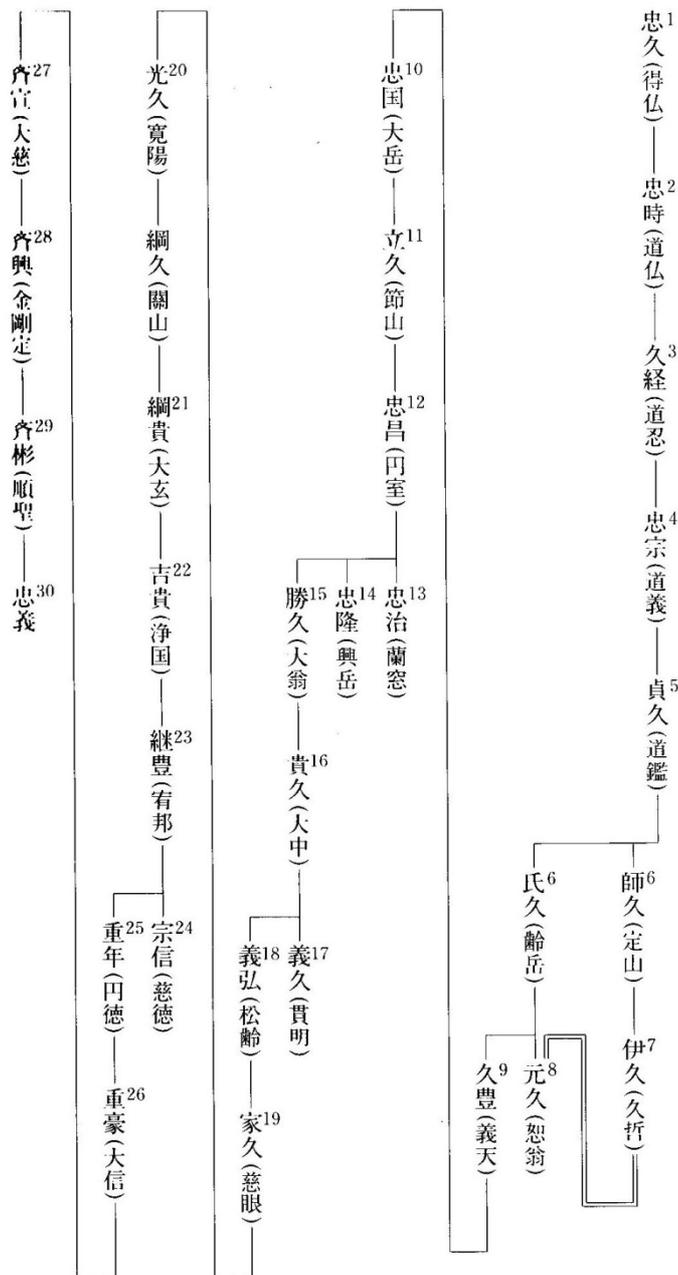
御料理座（典膳所）	御庖丁	3
	御庖丁小盤	3
	大屋子	2
	大筆者	1
	脇筆者	1
大台所（調祿所）	大屋子	2
	大筆者	1
	脇筆者	1
	庖丁	3
御道具庫理（宴器局）	大屋子	1
	筆者	1
（良医所）	御医者	6
	御医者相付	2
納殿（財藥局）	大筆者	2
	脇筆者	2
御糸図座（宗正府）	總奉行	1
	副奉行	1
	副奉行	1
	中取	3
	筆者	3
高所（賦税司）	親方奉行	1
	座敷奉行	3
	大屋子	3
	筆者	6
算用座（覈実司）	親方奉行	1
	座敷奉行	2
	大屋子	6
	筆者	9
螺赤頭奉行（典樂所）	奉行	1
	筆者	1
金奉行（造金局）	奉行	1
	筆者	1
金御蔵（承運左庫）	大屋子	2
	筆者	2
	金見	1
錢御蔵（承運右庫）	大屋子	2
	筆者	1

米御蔵	大屋子	2
	筆者	2
(中略)		
小横目(各郷設立巡查官 分巡地方)	(真和志平等) 大与按司部	1
	同親方	1
	小与座敷	4
	(南風平等) 大与按司部	1
	同親方	1
	小与座敷	4
	(西之平等) 大与按司部	1
	同親方	1
	小与座敷	4



3 島津氏系図¹⁴⁴。

島津氏系図



¹⁴⁴喜舎場一隆『近世薩琉關係史の研究』国書刊行会（1993）P710



¹⁴⁵原田禹雄『明代琉資料集成』榕樹書林（2004）

二 参考文献（年代順）

史料（中国語）

- 1 夏子陽、王士禎『使琉球録』台湾学生書局(1969)
- 2 何如璋『使東述略』文海出版社（1970）
- 3 嘉手納宗徳『李朝実録琉球史料』球陽研究會（1971）
- 4 周煌『琉球国志略 中』沖縄県立図書館（1974）
- 5 周煌『琉球国志略 下』沖縄県立図書館（1975）
- 6 費錫章 齊鯤『續琉球國志略 上』沖縄県立図書館（1978）
- 7 費錫章 齊鯤『續琉球國志略 下』沖縄県立図書館（1978）
- 8 李鼎元『使琉球記』言叢社（1985）

史料（日本語）

- 1 國立臺灣大學『歴代宝案』国立台湾大学（1972）
- 2 徐葆光『完訳 中山伝信録』言叢社（1982）
- 3 鹿児島県歴史資料センター黎明館『鹿児島県史料. 旧記雑録後編』鹿児島市（1985）
- 4 財団法人沖縄県文化振興会『歴代宝案』沖縄県教育委員会（1997）
- 5 李鼎元著、原田禹雄訳注『李鼎元 使琉球記』榕樹書林（2007）

専門書（日本語）

- 1 彭澤周『明治初期日韓清関係の研究』塙書房（1969）
- 2 伊地知季安『沖縄研究資料南聘紀考』鹿児島市（1970）
- 3 日本史籍協会『島津家書翰集』東京大学（1972）
- 4 宮城栄昌『琉球の歴史』吉川弘文（1977）
- 5 渡辺與五郎『近世日本貿易論の展開』文化書房博文社（1978）
- 6 大熊良一『ブロッサム号来琉記』第一書（1979）
- 7 山口栄鉄『異国と琉球』榕樹書林（1981）
- 8 岩橋勝『近世日本物価史の研究—近世米価の構造と変動—』大原新生（1981）
- 9 徐玉虎『明代琉球王國對外關係之研究』學生書局（1982）
- 10 徐葆光『完訳 中山伝信録』言叢社（1982）
- 11 宮城英昌『琉球使者の江戸上り』第一書房（1982）
- 12 宮城栄昌『沖縄の歴史』日本放送出版社（1984）
- 13 横山学『琉球国使節渡来の研究』吉川弘文館（1987）
- 14 沖縄県立博物館『冊封史』沖縄県立博物館の会（1989）

- 15新里金福『琉球王朝史』朝文社（1993）
- 16喜舎場一隆『近世薩琉関係史の研究』国書刊行会（1993）
- 17佐々木銀弥『日本中世の流通と対外関係』吉川弘文（1994）
- 18石橋秀雄『清代中国の諸問題』山川出版社（1995）
- 19原田禹雄『陳侃 使琉球録』榕樹書林（1995）
- 20高良倉吉、豊見山和行、真栄平房昭『新しい琉球史像』榕樹社（1996）
- 21宮田俊彦『琉明・琉清交渉史の研究』文献出版（1996）
- 22浜下武志『朝貢システムと近代アジア』岩波書店（1997）
- 23田中健夫『東アジア通交圏と国際認識』吉川弘文館（1997）
- 24邊土名朝有『琉球の朝貢貿易』校倉書房（1998）
- 25原田禹雄『蔡鐸本 中山世譜』榕樹書林（1998）
- 26高良倉吉『アジアのなかの琉球王国』吉川弘文（1998）
- 27原田禹雄『徐葆光 中山伝信録』榕樹書林（1999）
- 28夫馬信『使琉球録解題及び研究』榕樹書林（1999）
- 29原田禹雄『郭汝霖 重編使琉球録』榕樹書林（2000）
- 30原田禹雄『冊封使録からみた琉球』榕樹書林（2000）
- 31桑原真人、我部政男『蝦夷地と琉球』吉川弘文館（2001）
- 32原田禹雄『夏子陽 使琉球録』榕樹書林（2001）
- 33沖縄県公文書館『資料に見る沖縄の歴史』沖縄県（2002）
- 34山口栄鉄『琉球王国の崩壊』榕樹書林（2002）
- 35紙屋敦之『琉球と日本・中国』山川出版社（2003）
- 36豊見山和行『琉球・沖縄史の世界』吉川弘文館（2003）
- 37原田禹雄『琉球と中国 忘れられた冊封使』吉川弘文（2003）
- 38松浦章『清代中国琉球貿易史の研究』榕樹書林（2003）
- 39原田禹雄『明代琉資料集成』榕樹書林（2004）
- 40西里喜行『清末中琉日関係史の研究』京都大学学術出版会（2005）
- 41浦野起央『尖閣諸島・琉球・中国—日中国際関係史—』三和（2005）
- 42曾煥棋『清代使琉球冊封使の研究』榕樹書林（2005）
- 43池谷望子、内田晶子、高瀬恭子『朝鮮王朝実録 琉球史集成』榕樹書林（2005）
- 44豊見山和行、高良倉吉『琉球・沖縄と海上の道』吉川弘文（2005）
- 45和田久徳『琉球国王の形成—三山統一とその前後—』榕樹書林（2006）
- 46加藤雄三、大西秀之、佐々木史郎『東アジア内海世界の交流史 周縁地域における社会制度の形成』人文書院（2008）
- 47上原兼善『島津氏の琉球侵略—もう一つの慶長の役—』榕樹書林（2009）
- 48岡本弘道『琉球王国海上交渉史研究』榕樹書林（2010）

専門書（中国語）

- 1翁同龢『歴代日記叢鈔』學苑()
- 2吳壯達『琉球與中国』正中書房(1948)
- 3蔡璋『琉球亡國史譚』正中書局(1950)
- 4台湾銀行經濟研究室『清代琉球紀錄集輯』台湾銀行(1957)
- 5梁嘉彬『琉球及東南諸海島與中国』東海大学(1965)
- 6黃成助『清代外交史料 嘉慶朝』成文出版社(1968)
- 7沈雲龍『出使美日祕國日記』文海出版社(1978)
- 8中琉文化經濟協會『中國與琉球』曉園(1989)
- 9李国祥『明実録類纂 涉外史料卷』武漢出版社(1991)
- 10張啓雄『琉球認同與歸屬論争』中央研究院東北亜区域研究(2001)
- 11孔祥吉『清人日記研究』廣東人民(2008)

論文(日本語)

- 1虎頭民雄「足利幕府と琉球国との通交」鹿児島県立短期大学()
- 2虎頭民雄「中世に於ける琉球国と南海諸国との通交」鹿児島県立短期大学()
- 3虎頭民雄「日明勘合貿易に於ける輸出品としての刀劍について」鹿児島県立短期大学(1951)
- 4虎頭民雄「応永南蛮船考」『鹿児島県立短期大学紀要 第二十号』鹿児島県立短期大学(1969)
- 5沖縄県立図書館史料編集室『第五回琉球・中国交渉史に関するシンポジウム論文集』沖縄県立図書館(1999)
- 6生田滋「朝貢関係から見た明代中琉関係の変化とその意味」『第五回琉球・中国交渉史に関するシンポジウム論文集』琉球中国関係国際学術会議(1999)
- 7岡本弘道「明朝における朝貢国琉球の位置付けとその変化—十四・十五世紀を中心に」『東洋史研究 第五十七巻』東洋史研究会(2000)
- 8琉球中国関係国際学術会議『第八回琉中歴史関係国際学術会議論文集』琉球中国関係国際学術会議(2001)
- 9呂小鮮「清代琉球冊封中の貿易に関する諸問題について」『第七回琉球・中国交渉史に関するシンポジウム論文集』琉球中国関係国際学術会議(2004)
- 10曾煥棋「明清に朝貢する琉球国に対する薩摩藩の姿勢と態度」交流協会(2005)
- 11中国第一歴史檔案館『明清檔案与歴史研究論文選』新華社(2005)
- 12伊藤陽寿「清代冊封史の派遣実施の議論と冊封史の請願—清朝第二回目の冊封琉球使について」『大正大学大学院研究論集32号』大正大学大学院(2007)
- 13頼正維「清代康熙年間における朝貢国琉球の位置付けについて」『アジア文化交流研究第三号』関西大学アジア文化交流研究センター(2008)
- 14岑玲『『遐邇貫珍』に見る清朝と琉球の交渉』『千里山文学論集第82号』関西大学大学院文学研究科(2009)

論文（中国語）

- 1 侯永利「日本合併琉球王国之研究」私立中國文化學院日本研究所（1976）
- 2 赤嶺守「光緒初年琉球與中日兩國之關係」國立臺灣大學歷史研究所（1983）
- 3 蘇志誠「日併琉球與中日疏案交渉」國立臺灣師範大學歷史研究所（1983）

雑誌

- 1 法政大学沖縄研究所『沖縄文化研究 25』法政大学沖縄研究所（1999）
- 2 比嘉政夫、陳舜臣「沖縄からアジアを見る」『NHK人間講座』（2000）NHK

ホームページ

- 1 関西奄美会 <http://kansai-amamikai.sakura.ne.jp/pr/400.html>（2009/03/16）
- 2 薩摩藩奄美琉球侵攻400年記念事業実行委員会「未来への道しるべ 講演・シンポジウム」 <http://www.amami-jc.com/satuma400.swf>

